

令和５年度第２回山形市障がい者自立支援協議会定例協議会

日時 令和６年２月１３日（火）

午前１０時から

会場 山形市庁舎１１階 大会議室

次 第

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 報 告

（１）令和５年度活動実績について・・・・・・・・・・・・・資料１

（２）事業者による障がいのある方への合理的配慮の

提供の義務化について・・・・・・・・・・・・・資料２

（３）山形市障がい福祉計画（第７期計画）及び

山形市障がい児福祉計画（第３期計画）の計画案について

・・・・・・・・・・・・・資料３－１、資料３－２

４ そ の 他

５ 閉 会

令和５年度第２回山形市障がい者自立支援協議会定例協議会 出席者名簿

番号	専門分野	関係団体名	氏 名	出欠	備考
1	事業所等	山形市福祉団体連絡会	田中 頼子	出	
2	事業所等	山形市福祉団体連絡会	遠藤 暁子	出	
3	事業所等	山形市社会福祉事業団	高橋 有紀	出	
4	教育・保育	山形県特別支援学校長会	佐藤 辰也	出	
5	保健・医療	山形県医療ソーシャルワーカー協会	須貝 緋登美	出	
6	保健・医療	山形県精神保健福祉士協会	森岡 布美子	出	
7	地域相談	山形市民生委員児童委員連合会	松田 洋一	出	
8	高齢者・介護	一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会	長岡 芳美	出	
9	就労支援	山形公共職業安定所	沢 和浩	出	
10	就労支援	山形障害者職業センター	香月 敬	欠	
11	就労支援	山形商工会議所	星川 由紀子	出	
12	権利擁護	山形県弁護士会	宇野 和娘	出	
13	当事者・家族	山形市身体障害者福祉協会	高橋 公夫	出	
14	当事者・家族	山形市手をつなぐ育成会	岩澤 明子	出	
15	当事者・家族	山形県精神障がい者団体連合会 山形さくら町病院家族会すずらの会	野村 三記子	出	
16	福祉	山形市社会福祉協議会	長岡 めぐみ	出	
17	相談支援事業所	相談支援部会	小島 弘子	出	
18	行政機関	山形市教育委員会学校教育課	永見 恵理子	出	
19	行政機関	山形市福祉推進部障がい福祉課	丹野 俊郎	欠	

事 務 局

所 属	氏 名
ゆあーず	高橋 麻紀
山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	橋本 晶子
地域活動支援センターおーる	田村 英明
相談支援事業所まんさく	大滝 正貴
山形コロニー相談支援センター	中川 真紀子
向陽園地域生活支援センター心音	会田 雄
山形市 障がい福祉課	海和 弘信、日野 孝寛、清野 信哉、澤井 厚志、 神藤 拓哉、若月 智博

令和 5 年度活動実績について

○定例協議会

回数	実施日	内容
第 1 回	R5. 8. 24	・ 山形市障がい者自立支援協議会について ・ 令和 4 年度活動実績について ・ 山形市の障がい福祉について ・ 山形市障がい福祉計画（第 6 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 2 期計画）の中間報告 ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について ・ 令和 5 年度事業計画について ・ 山形市障がい福祉計画（第 7 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 3 期計画）の策定について ・ 就労継続支援 B 型事業所パンフレットの作成について
第 2 回	R6. 2. 13	・ 令和 5 年度活動実績について ・ 事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供の義務化について ・ 山形市障がい福祉計画（第 7 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 3 期計画）の計画案について

○事務局会議

回数	実施日	内容
1 1 回	毎月 1 回	・ 月々の相談支援事業の報告 ・ 専門部会の経過報告 ・ 定例協議会に諮るべき事項の提案 ・ 障がい福祉サービス事業所ガイドの作成 ・ 山形市公式ホームページへ山形市障がい者自立支援協議会に関する情報を掲載 ・ 地域の障がい者等の支援体制に係る課題の整理・検討

会議名	事務局会議
内容	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた協議等
実施日	R5. 10. 16、R5. 11. 20
出席者	山形市委託相談支援事業所、山形市障がい福祉課
目的	地域生活支援拠点等に求められる機能について検証と課題の整理を行い、機能の強化に努める。
検証事項	①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の確保 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

取り組み	・緊急時対応ケースの報告 ・地域生活支援拠点等を担う事業所の拡充
今後に向けて	・強度行動障がいのある利用者の受け入れについて ・緊急受け入れ先の拡充について

○専門部会

1 相談支援部会

会議名	相談支援部会
内容	相談支援体制の強化、受け入れ情報の共有、研修参加報告、部会活動報告、グループスーパービジョンの調整、関係機関との連携、緊急対応ケースの共有・検討、新規事業所の紹介、その他情報交換
実施日	毎月1回
出席者	全相談支援事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	相談支援事業所間で連携し、断らない相談支援体制を作る。
主な意見	・月に1度情報共有や意見交換を継続して行う。
今後に向けて	・断らない相談支援体制作りのため関係機関や他部会との連携を継続して行う。 ・地域生活支援拠点の相談体制の強化の話し合いを継続して行う。

会議名	個別事例研修会（グループスーパービジョン）
内容	個別事例を用いたグループワークを行い、事例提供者への気づきを促す
実施日	毎月3回
出席者	全相談支援事業所、山形市障がい福祉課 ※上記出席者を3グループに分けて実施
課題・目的	輪番で事例提供を行い、相談支援専門員が思い悩んでいるケースについて、全員で協議。アプローチ方法をはじめ様々なアイディアを出し、気づきを促して事例に活かす。
主な意見	・事例提供者は参加者からのアイディアを貰うことで、ストレングスや違う視点の気づきや考えの幅が広がる。 ・事例の共有をしながら、参加者も勉強になり、今後の支援に活かす事が出来る。
今後に向けて	・今後も継続して実施する。

会議名	相談支援部会研修会
内容	山形市成年後見支援センターと障がい分野の連携について 講師：山形市成年後見支援センター
実施日	R5. 9. 11
出席者	相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計 21 名
課題・目的	山形市成年後見支援センターの機能及び権利擁護支援の取り組みを学び、障がいのある方から相談があった際の対応に活かす。
主な意見	・ 山形市成年後見支援センターの機能について理解を深めることが出来て良かった。今後、相談等があった際は、連携し対応していきたい。
今後に向けて	・ 今後も情報を共有し連携して対応していく。

会議名	高齢分野との連携推進のための幹事会
内容	山形市基幹型包括支援センター、地域包括支援センター総合支援部会及び山形市委託相談支援事業所幹事で研修会の開催と内容の検討
実施日	R6. 1. 22
出席者	山形市基幹型包括支援センター、地域包括支援センター総合支援部会、部会幹事事業所 計 6 名
課題・目的	高齢分野との連携強化を目的にこれまでの取り組みを振り返り、開催時期及び研修内容を検討した。
主な意見	・ 今後もスムーズに連携が取れるように高齢分野との合同研修会を来年度 5 月に実施する。内容は各機関の役割、利用者の介護保険への移行時の対応について確認し、グループワークを実施。連携を強化する。
今後に向けて	・ 来年度早期に実施し、連携強化に繋げていく。

2 就労支援部会

会議名等	就労継続支援 B 型事業所による販売会
内容	N T T 東日本山形支店において就労継続支援 B 型事業所による社員向け販売会の開催
実施日	R5. 11. 29
参加者	就労継続支援 B 型事業所 計 6 事業所
課題・目的	工賃向上のための販売促進
主な意見	・ 事前に販売する商品リストを N T T 東日本山形支店に送付し、周知を行った。 ・ 新聞やテレビなどメディアの取材もあり、福祉的な就労の場での取り組みを知ってもらった機会となった。
今後に向けて	・ 市内全ての就労継続支援 B 型事業所に打診し 6 事業所が参加した。販売会の開催を増やすと共に参加事業所を増やし、販売促進に繋げていく。

会議名等	就労支援部会研修会
内容	(1)「福祉事業所から一般就労へ」講師：ワークライフサポートふうれ 具体的な事例をもとに支援の流れや関係機関の役割分担について (2)「工賃向上・販売の促進の取り組みについて」 事例発表：就労継続支援B型事業所（3事業所） 事例発表を基にした作業種目選定のポイントや販売促進の取り組みの実践について
実施日	R5.12.1
出席者	就労継続支援B型事業所、相談支援事業所、自立支援協議会委員、山形市障がい福祉課 計34名
課題・目的	障がい者雇用の促進（一般就労への移行）、工賃向上のための販売促進
主な意見	・就労継続支援B型事業所の利用者が一般就労に移行するケースが少ない。就労移行支援事業所の取り組みや就労継続支援B型事業所からA型事業所の利用に移行したケースを参考に組みたい。 ・就労継続支援B型事業所の取り組みについて知る機会が少なく、具体的なケースを聞くことができて良かった。
今後に向けて	・障がい者雇用の促進のため、一般企業に向けて福祉的就労の周知を行う。 ・事業所を中心とした部会運営を目指し、企画運営にも更に関わってもらいながら、課題を共有し、効果的な活動となるような体制づくりをする。

3 保健・医療部会

会議名等	保健医療部会幹事会
内容	今年度の活動と課題について
実施日	R5.7.6
出席者	医療機関、部会幹事事業所、山形市障がい福祉課 計10名
課題・目的	課題の確認と整理、山形市精神障がい者課題検討ワーキングの経過報告
主な意見	・昨年度開催した研修会後のアンケート結果を踏まえ、継続的に医療機関と相談支援事業所が互いの機能や役割を知る機会(研修会)を設けたい。 ・高次脳機能障がいに関する支援についての研修会の開催を検討したい。 ・障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行時の対応、相談室が無いクリニックとの連携、障がい福祉サービス事業所と医療機関との相互理解等も課題ではないか。
今後に向けて	・医療機関と相談支援事業所が互いの役割を理解するための研修会を開催する。

会議名等	第1～2回 山形市精神障がい者課題検討ワーキング (精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、取り組みを検討するために、令和3年度より保健医療部会から派生したワーキング)
内容	精神障がい者の退院支援に関する各機関の役割の確認、連携方法についての検討
実施日	R5.8.29、R5.12.13
出席者	部会幹事事業所、医療機関、訪問看護事業所、基幹型地域包括支援センター、山形市保健所、山形市障がい福祉課 R5.8.29:11名 R5.12.13:12名
課題・目的	精神障がい者の退院に向けた相談支援事業所と医療機関の連携について
主な意見	・昨年度開催した研修会後のアンケート結果と幹事の意見より、継続的に医療機関と相談支援事業所が互いの機能や役割を知る機会(研修会)を設けたい。 ・保健医療部会幹事会で出された意見同様、クリニックとの連携の難しさは課題である。どのような形で相談支援事業所、訪問看護や保健所が連携を取っているのか情報交換し、今後どのような連携の在り方があるのか、保健医療部会と共に検討していきたい。 ・院内研修の場を活用し、相談支援事業所の役割や障がい福祉サービスの紹介をする方法を考えていきたい。
今後に向けて	・昨年と同様に医療機関と相談支援事業所が互いの機能や役割を知り、顔の見える関係性を構築すべく研修会を開催する。 ・保健医療部会と合同開催とするのか、幹事会で検討とする。

会議名等	精神障がい者課題検討ワーキング研修会
内容	テーマを“地域移行支援”として、精神科病院・救護施設の長期入院者・入所者への同支援に関して、精神科病院・救護施設、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所が連携した事例を紹介。その後各グループで意見交換を行い、最後に全体で共有する。助言者として山形県立保健医療大学大学院教授の安保寛明氏にも参加して頂く。
実施日	R6.1.16
出席者	市内医療機関、訪問看護事業所、相談支援事業所、自立支援協議会委員、課題検討ワーキングメンバー、山形市障がい福祉課 計48名
課題・目的	地域移行支援の事例を通して、医療機関、相談支援事業所が互いの機能や役割を知り、理解を深める。
主な意見	・地域移行支援について理解を深めることができてよかった ・今後も連携強化のため、このような研修会を継続して開催して欲しい。
今後に向けて	・本研修会を振り返り来年度の活動に活かしていく。

4 生活支援部会

会議名等	グループホーム事業所情報交換会
内容	物価高騰への対応に関する情報交換会
実施日	R5. 10. 4
出席者	グループホーム事業所、部会幹事事業所、山形市障がい福祉課 計 18 名
課題・目的	事前に行った物価高騰への対応に関するアンケート調査結果の共有、その他情報交換
主な意見	・事前に行った物価高騰への対応に関するアンケート調査の結果、物価高騰により利用者の実費負担分の値上げを行った事業所はなかった。 ・経験年数の浅い職員にも他事業所の取り組み等を知って欲しい。
今後に向けて	・情報交換会に参加したことがない経験年数の浅い職員を対象として情報交換会を実施する。

会議名等	生活介護事業所情報交換会
内容	各事業所の取り組みの紹介や「地域との交流」をテーマとしたグループワーク、情報交換、今後の部会運営について
実施日	R6. 1. 29
出席者	生活介護事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計 15 名
課題・目的	経験年数の浅い職員を対象として実施し、事業所間の連携強化を図った。
主な意見	・今後も定期的に開催して各事業所の取り組みを共有し、利用者へのサービス向上に繋げていきたい。
今後に向けて	・来年度以降も事業所を中心とした部会運営を行っていく。 ・不参加だった事業所へも会議録等を送付し、連携を呼び掛けていく。

6 こども部会

会議名	「児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の会」運営に係る会議
内容	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の会の運営について
実施日	R5. 10. 26
出席者	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、部会幹事事業所、障がい福祉課 計 27 名
課題・目的	相談支援事業所より事業所を中心とした情報共有や事例検討をする場が必要であるという意見があり、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を対象にアンケート調査を実施した。その結果、事業所の集まりの場を求める声が多数あったことから会の発足・運営について検討する。
主な意見	・児童発達支援、放課後等デイサービス事業所が集まる場を設ける。 ・こども部会の中の組織として位置づけし、幹事事業所を決め、運営していく。

今後に向けて	・ R6. 1. 23 に第 1 回目の会を開催し、内容や運営方針等協議する。
--------	---

会議名	関係機関との情報交換会
内容	幼保小連絡会での取り組み紹介、サポートファイルの説明、情報交換
実施日	R5. 11. 16 R5. 11. 30 同内容で 2 回開催
出席者	教育機関、保育園、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 R5. 11. 16:34 名 R5. 11. 30:44 名
課題・目的	教育、保育、福祉の連携強化として、進学等により生活状況が変わる際の支援体制について検討するとともに顔の見える関係性を構築する。
主な意見	・ 支援者同士や保護者が顔を合わせる送迎時の短い時間や個別支援会議の活用が連携に有効である。 ・ 新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し幼保小連絡会を再開した学校が多い。園や学校への訪問によって、様子を確認し、情報を共有できる場は重要である。 ・ 園内で療育の必要性を検討しているが、保護者の困り感がないと療育につなげることが難しい。 ・ 個別支援会議の際、サービス等利用計画、個別支援計画を活用すると支援目標の共有がしやすい。学校による計画書等も今後活用していく。
今後に向けて	・ 保護者への継続的で一貫した支援を行うため、サポートファイルを周知、活用していく。 ・ 幼保小連絡会への療育機関の参加の可否は学校ごとに異なっているため、療育機関の必要性を説明していく。

会議名	「児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の会」運営に係る会議
内容	会の運営方針、内容について
実施日	R6. 1. 23
出席者	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、部会幹事事業所、障がい福祉課 計 41 名
課題・目的	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所間の交流と連携を図り、サービスの向上に役立てる。
主な意見	・ 事業所間の交流を目的とし、テーマを決めて意見交換、情報共有を行うことで連携強化を図る。 ・ 年 3 回の開催とし、幹事事業所は輪番制とし交代で行う。
今後に向けて	・ 来年度も継続して開催し、連携強化を図る。

会議名	山形市医療的ケア児支援連絡会議
内容	県内の医療的ケア児の現状と支援の取り組み、村山地域の個別避難計画の作成状況、山形市の個別避難計画作成時における課題共有
実施日	R6. 2. 27 開催予定
出席者	医療機関関係、保育所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、市内の医療的ケア児等コーディネーター、相談支援事業所、山形県、山形市障がい福祉課
課題・目的	県内の医療的ケア児の現状と支援の取り組み、村山地域の個別避難計画の作成状況について現状を把握する。また、山形市での医療的ケア児の個別避難計画作成時における課題を共有し、対応を検討する。

7 安心生活部会

会議名等	第1～4回 安心生活部会幹事会
内容	部会の活動内容（福祉避難所の拡充、民生委員及び不動産業者の障がいの理解に向けて）の協議等
実施日	R5. 7. 4、R5. 9. 13、R5. 10. 17、R6. 1. 19
出席者	部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	課題の整理と活動内容の協議・確認
主な意見	- 福祉避難所の拡充に向けて、日中活動事業所にも協力を求める必要があり、現在の状況や課題などについてアンケートを基に集約し、整理し取り組む。 - 引き続き民生委員障がい福祉研究部と不動産業者と連携し、障がいへの理解促進を図る。
今後に向けて	- 福祉避難所の拡充に向けた研修会の開催。 - 民生委員障がい福祉研究部との連携（事業所見学、障がい福祉制度の説明等） - 不動産業者へ生活サポートシートを活用し障がいへの理解促進を図る。

会議名等	安心生活部会研修会
内容	テーマ「福祉避難所の拡充に向けて」 （１）日中活動事業所における災害時受入れの体制整備状況について 講師：社会福祉法人走翔会 こ・こあはうす （２）山形市における福祉避難所の設置状況及び今後について （３）アンケートの説明
実施日	R5. 10. 31
出席者	生活介護事業所、幹事事業所、障がい福祉課 計20名
課題・目的	他市で災害時の受け入れ態勢を整備している事業所の取り組みを学び、山形市の災害時の支援体制に活かす。
主な意見	実際に体制を整備している事業所の取り組みを聞くことができ、生活介護事業所として何が出来るかを考える機会となった。

今後に向けて	・ 本研修とあわせて実施した災害時の受け入れに関するアンケート調査結果を基に現状と課題を整理し解決策を検討する。
--------	--

会議名等	民生委員障がい福祉研究部との連携
内容	民生委員を対象とした障がい福祉サービス事業所の見学・説明会
実施日	R6.2.14 開催予定
出席者	民生委員障がい福祉研究部
課題・目的	障がいへの理解促進、民生委員障がい福祉研究部との連携

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から 合理的配慮の 提供が義務化 されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への
合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら
共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、
このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- 表紙 1
- 共生社会の実現に向けて 2
- 合理的配慮の提供とは 4
- 「合理的配慮」には対話が重要です！ 6
- 不当な差別的取扱いとは 8
- 障害のある人へ適切に対応するための
チェックリスト 10
- 困ったときは 12



共生社会の

～障害者差別

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる
- 「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とするを求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。
- 令和3年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供
- 改正障害者差別解消法は令和6年4月1日に施行されます。このリーフレットが障害のある人

例えば障害のある人が
来店したときに…



不当な

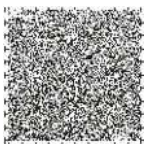
- 障害のある人の提供を制限する禁止され
- ☆「不当な

合理的

- 障害のある人があります。
 - 障害のある人への対応を必
- い範囲で
- 「合理的
- い、お互

☆「合理的

障害者 差別解消法 の対象



【障害者】

- 本法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。
- 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です（障害のあるこどもも含まれます）。

実現に向けて

解消法とは～

社会（共生社会）を実現することを目指しています。

「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」

が義務化されました。

への差別を解消するための取組を進める一助となれば幸いです。

差別的取扱い

禁止

る人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスを拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯ること、障害のない人には付けない条件を付けることなどしています。

差別的取扱いについては8ページを参照

配慮の提供

令和6年4月1日から事業者も義務

る人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合が

る人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない対応することが求められます。

「配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

配慮の提供については4ページを参照

【留意事項】

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

また、障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に該当するかどうか、個別の場面ごとに判断する必要があります。

事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます！

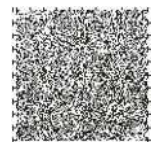
【事業者】

- 本法における「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。
- 個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

【分野】

- 教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。

※雇用、就業については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）の定めることによるとされています。



合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
- 具体的には、
 - ① 行政機関等と事業者が、
 - ② その事務・事業を行うに当たり、
 - ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
 - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
 - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。

※「意思の表明」には、障害特性等により本人の意思表示が困難な場合に、障害者の家族や介助者など、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

※「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた配慮が求められることに留意する必要があります。

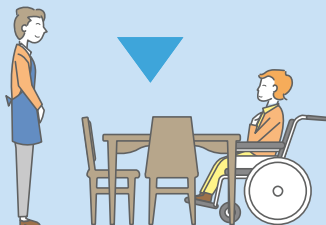
合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

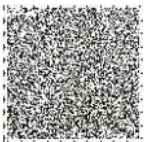
物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】
飲食店で車椅子のまま着席したい。



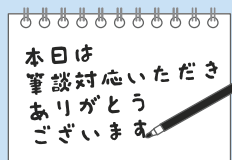
【申出への対応（合理的配慮の提供）】
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。



意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)

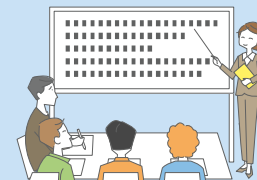


【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。

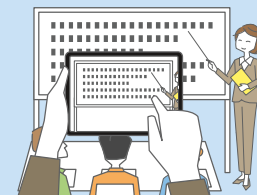


【申出への対応（合理的配慮の提供）】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)



【障害のある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影することとした。

「合理的配慮」の留意事項

- 「合理的配慮」は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要があります。

- ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ② 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

☆例えば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。

- 飲食店において食事介助を求められた場合に、その飲食店は食事介助を事業の一環として行っていないことから、介助を断ること。
(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- 抽選販売を行っている限定商品について、抽選申込みの手続を行うことが難しいことを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められた場合に、対応を断ること。
(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)

※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。



過重な負担の判断

- 「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。
- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ③ 費用・負担の程度
 - ④ 事務・事業規模
 - ⑤ 財政・財務状況



☆例えば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。

- 小売店において、混雑時に視覚障害のある人から店員に対し、店内を付き添って買い物を補助するよう求められた場合に、混雑時のため付き添いはできないが、店員が買い物リストを書き留めて商品を準備することを提案すること。(過重な負担（人的・体制上の制約）の観点)

※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。

合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

「前例がありません」

- ・ 合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

「特別扱いできません」

- ・ 合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

「もし何かあったら…」

- ・ 漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

「〇〇障害のある人は…」

- ・ 同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。



「合理的配慮」には対話が重要です！

- 合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「**建設的対話**」と言います。
- 障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

建設的対話の具体例①

事業者
(習い事教室)

障害のある人の
保護者
(発達障害)

うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか？



防音窓の設置は、工事も必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるよう、他に、飛行機の音を聞こえなくするような工夫はあるだろうか？



防音窓をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をしているのですか？

家ではイヤーマフを着用することがあるのですが、習い事では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。着用の際には声掛けや手伝いが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。



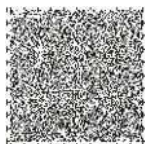
飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用の声掛けやお手伝いをします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。こどもにイヤーマフを持っていかせ、先生がお手伝いしてくれるからね、と言っておきます。



本ケースにおける建設的対話のポイント

- 合理的配慮は、障害のある人にとっての社会的なバリアを除去することが目的ですので、ある方法について実施することが困難な場合であっても、別の方法で社会的なバリアを取り除くことができないか、実現可能な対応案を障害のある人と事業者等が一緒になって考えていくことが重要です。
- このためには、例えば、普段本人が行っている対策や、事業者が今ある設備で活用できそうなものなど、情報を共有し、双方がお互いの状況の理解に努め、柔軟に対応策を検討することが重要です。



建設的対話の具体例②

事業者
(ライブハウス)

そちらのライブハウスで開催されるコンサートの通常席チケットを1枚お願いします。当日は車椅子で参加する予定です。

障害のある人
(車椅子利用者)



以前、通常席で他の参加者と車椅子の方がぶつかってケガをしてしまったことがあったな。また事故が起きないか心配だ。



車椅子での参加ですね。このアーティストのコンサートの通常席は立見席のみとなっており、通常席エリアを自由に動き回ったり、飛んだり跳ねたりされる参加者が大勢いらっしゃいます。このため、バランスを崩した参加者が車椅子利用者の方に倒れこんでケガをされるおそれがあります。値段は高くなりますが、特別席なら他の参加者とぶつかる心配もありませんし、通常席にはない特典もありますがいかがでしょうか。

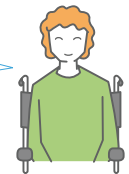
特別席のチケットは値段が高いので購入が難しいです。車椅子でも通常席に参加できるような手段は何かないでしょうか。通常席での参加ができるなら、他の立見席の参加者のように通常席エリアであちこち自由に動き回れなくても構いません。



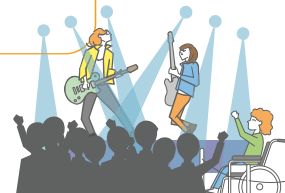
障害者差別解消法に基づけば、過去例だけで一律に判断せず、個別のお客様に応じて対応を検討する必要があるんだったな。今の車椅子利用者の方のお話を踏まえ、何か工夫できることはあるだろうか。

それでは、例えば通常席のエリア内を一部区切って車椅子用スペースを設けることとし、そのスペースでコンサートを鑑賞していただくというのはいかがでしょうか。他の参加者にもお声がけをして、車椅子用スペースにご配慮いただけるように周知をします。この方法ですと、通常席エリア内であちこち移動することは難しくなりますが、他の参加者とぶつかる可能性も低くなるので、安全性を確保した上で、通常席に参加してもらえそうです。

車椅子用スペースでの鑑賞でも大丈夫です。通常席で鑑賞できるように安心しました。

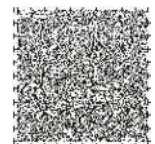


承知いたしました。それではコンサート当日は車椅子用スペースを用意しておくようにします。ご来場、お待ちしております。



本ケースにおける建設的対話のポイント

- 本ケースのように、過去例等を踏まえると当初は対応が困難に思われるような場合であっても、建設的対話を通じて個別の事情等を互いに共有すれば、事業者と障害のある人双方にとって納得できる形で社会的障壁の除去が可能となることもあります。このため、まずは障害のある人との対話を始めることが重要です。

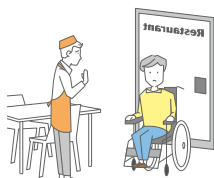


不当な差別的取扱いとは

- 障害者差別解消法では障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。
- 企業や店舗などの事業者や、国・都道府県・市町村などの行政機関等においては、例えば「障害がある」という理由だけで財・サービス、各種機会の提供を拒否したり、それらを提供するに当たって場所・時間帯等を制限したりするなど、「障害のない人と異なる取扱い」をすることにより障害のある人を不利に扱うことのないようにしなければなりません。
- 具体的には、
 - ① 行政機関等や事業者が、
 - ② その事務又は事業を行うに当たり、
 - ③ 障害を理由として、
 - ④ 障害者でない者と比較して、
 - ⑤ 不当な（正当な理由のない）差別的取扱いをすること等により、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されています。

不当な差別的取扱いの具体例

1



保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る

2



障害のある人向けの物件はないと言って対応しない

3



障害があることを理由として、障害のある人に対して一律に接遇の質を下げる

正当な理由がある場合

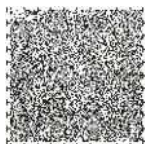
- 障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合、すなわち当該行為が
 - ① 客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、
 - ② その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は「不当な差別的取扱い」にはなりません。
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、
 - ・ 障害者、事業者、第三者の権利利益
(例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)
 - ・ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。



☆例えば次のような例は正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられます。

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。(障害者本人の安全確保の観点)
- ※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。

- 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。



「もし何かあったら…」は正当な理由になりません！ ～「正当な理由」は個別に判断しましょう～

- 「正当な理由がある場合」の判断は、個別のケースごとに行うことが重要です。
- 「過去に同じようなことがあったから」「世間一般にはそう思われているから」といった理由で、**一律に判断を行うことは、「正当な理由がある場合」には該当しません**。個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて、判断をすることが必要です。
- また、そのためには、障害のある人に対し、個別の事情や、配慮が必要か等の確認を行うことが有効です。

※障害者、事業者、第三者の権利利益等の観点から判断するためや、合理的配慮の提供のために必要な範囲で、プライバシーに配慮しながら、障害のある人に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには該当しません。

例：ペースメーカー利用者がスポーツジムの入会を希望している



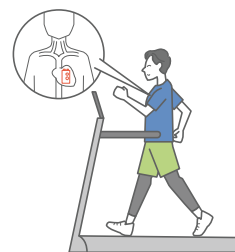
ペースメーカーを利用されている方からスポーツジムへの入会申込みがありました。

プログラムに参加することで身体に負担がかかり体調不良になってしまわないか不安です。

障害のある人の安全の確保のためには、入会をお断りした方がよいと思うのですが、このような場合も、「不当な差別的取扱い」に当たるのでしょうか？

対応のポイント

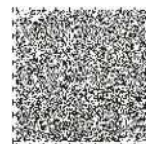
- ペースメーカーを利用されている方について、一律に判断をせず、個別事情をよく聞いた上で判断することが大切です。
- この例では、「ペースメーカーを利用している方は全て、ジムで運動することで体調不良になる可能性が高い。したがって、一律ジムへの入会はお断りした方がよいのではないか」と判断しており、問題があります。
- 例えば、「普段はどのような運動をしていますか」「主治医に参加可能なプログラムについてご相談いただけますか」などの対話を行って、利用者の健康状態や普段の運動への取組状況等を具体的に確認してみましょう。その上で、個別の事情を踏まえて、その方の安全確保上、制限が必要と判断された場合にのみ、必要な限度で、プログラムへの参加を制限するといった対応を行うことが必要です。



☆ 上記の例を始め、このリーフレットで紹介した例など、ケースごとの考え方など詳しく知りたい方はこちらを参照ください。

不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に係るケーススタディ集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>



障害のある人へ適切に対応するための チェックリスト

法令の内容と障害の特性等について理解しましょう

円滑なやり取りのためには、法令や障害に関する理解が重要です。主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認しておきましょう。

- 内閣府のポータルサイトでは、障害者差別解消法の概要や、障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を紹介しています。

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp>



障害のある人にとってのバリアとなる社内のルールやマニュアル、設備等がないか確認しましょう

主な障害特性や合理的配慮の具体例等について確認したら、障害のある人へのサービス提供等を実質的に制限してしまうようなルールがないか、社内マニュアル等を改めて見直しておくことも重要です。また、障害のある人から申出があった場合には、ルールを理由に一律お断りをするのではなく、その都度、柔軟に対応を検討しましょう。

合理的配慮が提供しやすくなるよう、施設や設備の見直しを行うことも有効です。

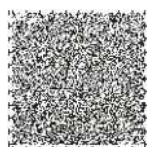
- マニュアルの見直しや研修の実施等のソフト面の対応や、施設のバリアフリー化等のハード面の対応といった、合理的配慮を的確に行うために、不特定多数の障害者を対象として行う事前改善措置のことを「環境の整備」といいます（「環境の整備」は努力義務）。
- 内閣府のポータルサイトでは「環境の整備」の事例についても紹介しています。

対話による相互理解と、共に解決策を検討することの大切さを理解しましょう

障害のある人の障害特性や個別の状況によって、必要な対応は異なります。障害のある人と事業者が対話を通じてお互いに理解し合い、障害のある人にとっての社会的なバリアを除去するための対応案を共に検討していくことの重要性を、皆で共有しましょう。

社内で相談対応ができるよう備えましょう

障害のある人等から相談を受けたときに対応する相談窓口を事前に決めておき、組織的な対応ができるようにしましょう。相談窓口は、既存の顧客相談窓口や、担当者でも構いません。



事業者向けガイドライン（対応指針）について

- 事業を所管する国の行政機関は、事業者が適切に対応できるようにするために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を定めることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。
- 事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合等には、国の行政機関に報告を求められたり、助言、指導若しくは勧告をされる場合があります。
- 事業者の事業を所管する国の行政機関の作成した「対応指針」については、下記のサイトに掲載しています。合理的配慮の具体例や業種ごとの留意事項等を確認する際には「対応指針」もあわせて参照しましょう。

⇒ 内閣府 HP（関係府省庁所管事務分野における対応指針）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

⇒ 相談窓口一覧

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf

コラム：障害の「社会モデル」とは

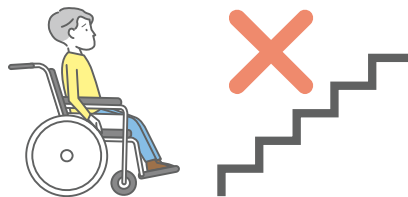
- このリーフレットでは、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限（バリア）を取り除くために行うべきことなどについて紹介してきました。
- 共生社会を実現するために、障害のある人が直面するバリアを取り除いていくという考え方は、障害者権利条約の基本理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。
- 障害の「社会モデル」とは、障害のある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」は、障害のある人ご自身の心身のはたらきの障害のみが原因なのではなく、社会の側に、様々な障壁（バリア）があることによって生じるもの、という考え方です。

※障害の「社会モデル」に対し、障害は個人の心身のはたらきの障害によるものであるという考えを「医学モデル」といいます。

【社会モデルの考え方】

- 階段しかないので、2 階には上がれない

▶「障害」がある



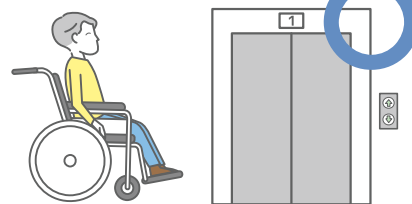
車椅子の方は、何も変わっていない
変わったのは、あくまでも周囲の環境



- 「社会モデル」の考え方に基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることとなります

- エレベーターがあれば、2 階に上られる

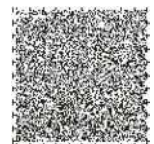
▶「障害」がなくなった！



＜社会的障壁（バリア）の例＞

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

- 障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる共生社会の実現のためには、このような考え方にに基づき、障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことが重要です！



困ったときは…

☆「不当な差別的取扱い」をしないようにするにはどうすればよいのか、「合理的配慮の提供」を求められたが、どのように対応すればよいかわからない…など、障害者差別解消法に関し困りごとがあれば、まずは地域の身近な相談窓口にご相談ください。



☆このリーフレットをダウンロードしたい方はこちら

障害者差別解消法が変わります！（リーフレット）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

※このリーフレットの文章やイラストについては、出典を明記いただければ引用や二次利用を含め、自由にご利用いただけます。



☆このリーフレットで紹介した例や、ケースごとの考え方など詳しく知りたい方はこちら

不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に係るケーススタディ集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>



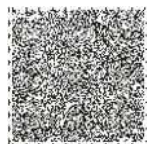
☆障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を知りたい方はこちら

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



●自治体の相談窓口



内閣府政策統括官(政策調整担当)付
障害者施策担当

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎 8 号館

電話：03-5253-2111

ファックス：03-3581-0902

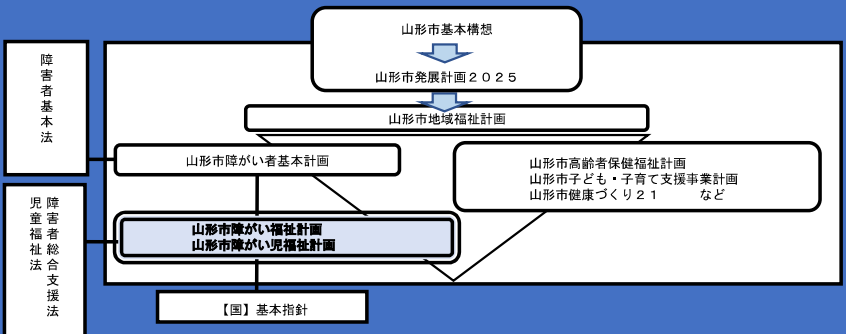
ホームページ：

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

第1章 計画の基本的な事項

1. 計画策定の趣旨	国の基本指針、「山形市第4次障がい者基本計画」と整合性を図りながら、山形市が取り組むべき事項を成果目標として掲げるとともに、成果目標に関連するサービス等の必要量等を見込み、障がい者等への支援体制を確保することを目指す。
2 基本理念	障がい者のための施策に関する基本的な計画である「山形市第4次障がい者基本計画」の基本理念を共有する。
3. 計画に定める事項	(1) 成果目標 これまでの取組の実績等に基づき山形市が実施すべき8つの目標及び目標を達成するための取組 (2) 成果目標に関連する指標 目標に関連し、障がい福祉サービス等について、種類ごとの必要な量等の見込
4. 計画の位置付け	(1) 障害者総合支援法第8条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、両計画を一体的に策定する。 (2) 本市における他の計画と整合性を図る
5. 計画期間	令和6年度から令和8年度（3年間）
6. 計画の策定体制	市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」）や市民アンケート等により、当事者の意見聴取、利用者ニーズの把握に努めた。
7. 計画の進行管理	成果目標等については、年1回以上、実績を分析し中間評価を行う。

「山形市第4次障がい者基本計画」の基本理念
障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、
地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり



第2章 これまでの取組状況と評価

前計画の①～⑧の成果目標について、全17項目の8割に当たる14項目を達成した。達成項目において確立した体制等については、更なる向上を図っていく。
未達成の3項目については、原因の分析を踏まえ取組を見直し、本計画において達成を目指す。

前計画の成果目標	項目と実績	●…達成 ▲…未達成 【 】…実績
① 施設入所者の地域生活への移行	●施設入所者数⇒174人【161人】（177人（※1）の1.6%相当（13人）の減） ▲地域移行者数⇒11人【7人】（177人（※1）の6.2%相当の移行）	※1 R1年度末日時点の施設入所者数（山形市実績値）
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（※2）の構築	●医療、保健、福祉関係者の協議の場の設置【済R4.1】	※2 精神障がい者の地域生活のための医療、福祉等の支援が包括的に確保された体制
③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	●地域生活支援拠点等（※3）の設置【済R3.1】 ●地域生活支援拠点等の運用状況の年1回以上の検証【実施済】	※3 障がい者等の居住支援に必要な機能を備えた支援体制
④ 福祉施設から一般就労への移行等	▲R5年度中の一般就労移行者数40人【30人】（30人（※4）の1.3倍）等 ●R5年度に就労移行支援から一般就労した者のうち、就労定着支援の利用者割合70%【87%】	※4 R1年度の一般就労移行者数（山形市実績値）
⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等	●児童発達支援センター1か所設置【済H24.4】 ●保育所等訪問支援事業所を2か所確保【済R1.11】 ●重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスの1か所以上確保【済H27.3】 ●医療的ケア（※5）児支援の協議の場の設置【済H31.3】 ▲医療的ケア児等コーディネーター（※6）の配置人数 累計31人【累計12人】	※5 恒常的な医療的ケア（喀やく痰たん吸引等）が不可欠な児童 ※6 医療的ケア児等に必要なサービス調整等を担う者
⑥ 相談支援体制の充実・強化等	●基幹相談支援センター（※7）設置の必要性を含め今後の相談支援体制のあり方を検討【実施済】	※7 地域の相談支援の中核的な役割を担う総合的な相談機関
⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築	●障がい者自立支援審査支払等システム（※8）による審査結果を事業所と共有する体制の構築【済R5.10】 ●指導監査結果を関係自治体と共有する体制の構築【済R3】	※8 障がい福祉サービス費等の請求、審査等処理を行うシステム
⑧ 【本市独自】発達障がい者等への支援体制の構築	●ピアサポート活動の場の確保【済R5.10】 ●ペアレントプログラムの実施体制の確保【済R5.4】	

山形市障がい福祉計画（第7期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第3期計画）（案）の概要2/2

資料3-1

第3章 アンケート調査について

計画策定に当たり、市民のニーズや事業者の課題を把握するため、アンケート調査を実施した。

（1）山形市障がい福祉アンケート調査

＜目 的＞障がい福祉サービス等に対する住民のニーズ等を把握する。
＜対象者＞・本市に住所を有する障がい手帳所持者等1,980名（無作為抽出）
・本市内で事業所を運営する社会福祉法人12法人
＜期 間＞R5.8月上旬～同月29日
＜回収率＞61.4%

●3つの障がい種別の結果において、在宅生活者が多数で、在宅での介助、住まいや相談など、地域生活の充実を求めている。
●知的障がいの結果では、グループホームの利用や通所事業所の確保を求める声が大きい。
⇒サービスの必要量の増を見込み、相談体制の確保のため、事業者の業務効率化（ICT導入）に取り組む。

（2）事業所等アンケート調査

＜目 的＞障がい福祉サービス等事業における課題を把握する。
＜対象者＞・本市内の障がい福祉サービス事業所308件（1件／1サービス）
＜期 間＞R5.7月上旬～同月19日
＜回収率＞66.2%

●事業所等に受入れ余裕がないために利用を断っている状況。
●労働力（介護職員数）不足が大きな課題。サービス提供量の確保のため、人材確保が不可欠。
⇒高齢者介護分野における事業所の生産性向上を図る事業を障がい福祉分野に横展開し、障がい福祉の仕事の魅力発信等を実施。

第4章 成果目標

これまでの取組の実績、アンケート調査から得られたニーズや事業所の課題に基づき、山形市が実施すべき事項を成果目標として掲げるとともに、成果目標達成に向けた取組を定める。

成 果 目 標	項 目	★…新規 ◆…継続	成果目標達成に向けた取組
1 障がい者支援施設入所者の地域生活への移行 （本文P27）	◆施設入所者数152人以下（161人（※9）の5%（9人）以上減少） ◆地域移行者数 10人以上（161人（※9）の6%（10人）以上） ※9 令和4年度末日時点の施設入所者数（山形市実績値）		・個別の支援会議等通じた本人の意思や必要なサービス等のニーズ把握 ・把握したニーズを法人等に共有することでサービス事業所の整備を促進
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進 （本文P28）	◆医療、保健、福祉関係者の協議の場の年1回以上の開催等		・関係機関と連携した地域課題解決への取組等のための活用
3 地域生活支援の充実 （本文P29）	★【新規】地域生活支援拠点等コーディネーター（※10）の配置人数17人 ★【新規】強度行動障がい（※11）者への支援体制の整備 ※10 障がい者の介護者が急病等により不在となったとき等におけるサービスの利用調整を図る者 ※11 自傷など本人等の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要な状態		・地域生活支援拠点等コーディネーターを市内の全17の相談支援事業者に配置 ・強度行動障がい者について、協議会等を活用したニーズの把握、専門的支援が可能となる人材の増（専門的支援が可能な事業所との事例共有、県が実施する強度行動障がい支援者養成研修の周知） ・地域生活支援拠点等の機能を有する事業者の業務効率化（ICT導入）
4 福祉施設から一般就労への移行等 （本文P31）	◆R8年度中の一般就労移行者数32人以上（25人（※12）の1.28倍）等 ★【新規】一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割 ★【新規】就労定着支援利用者数33人以上（23人（※13）の1.41倍） ★【新規】就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分 ※12 R3年度の一般就労移行者数（山形市実績値） ※13 R3年度就労定着支援事業利用者数（山形市実績値）		・一般就労に進まないケースの課題を個別に把握、支援の質の向上に活用 ・就労継続支援利用者に一般就労の意向を定期確認、意向に基づいた一般就労のための支援を実施 ・協議会において、各種サービスや支援事例の共有等を通じた関係機関の連携体制の確保 ・山形労働局が主催する精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座についての周知
5 障がい児支援の提供体制の整備等 （本文P33）	★【新規】障がい児のインクルージョンを推進する体制の構築 ◆医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 累計31人		・児童発達支援センター、保育所、学校、障がい児福祉事業所等の関係機関が連携する場を協議会に構築 ・県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講について、事業所等に対する働きかけを強化し受講者数を増
6 相談支援体制の充実・強化等 （本文P35）	★【新規】基幹相談支援センターを1か所以上設置		・現在の相談機能を踏まえた基幹相談支援センターの設置 ・相談件数増加に対応したICT導入等による事業者の負担軽減
7 障がい福祉サービス事業所等の適正な運営に係る体制の構築 （本文P36）	◆構築済である請求審査結果や指導監査結果を共有体制を確保		・請求の過誤情報について、頻出事例を全事業者に対し共有 ・指導監査を踏まえた事業者が改善すべき事項等について、全事業者や県指導監査部門等と共有
8 就労継続支援B型事業所（※14）における工賃水準の向上 （本文P37）	★【新規】工賃向上のための取組や支援体制について検討の場の設置 ★【新規】工賃水準を県が令和6年中に定める工賃向上計画に基づく目標額まで引き上げ ※14 一般就労が困難な障がい者等に生産活動等の場や訓練を提供する事業（雇用契約を結ばない）		・山形市障がい者自立支援協議会に市内の全就労継続支援B型事業所で構成する検討の場を設置 ・検討を踏まえ企画された生産品の価値を高める取組等について、県共同受注センターや市の商工部門等との適切な連携により、実現のための体制を確保

第5章 成果目標に関連する指標

成果目標の達成に関連するサービス等の必要な量等を見込む。

成果目標に関連する指標
・障がい福祉サービス等の利用者数、利用量の見込、 介護人材の確保のための魅力発信等 ・地域生活支援事業等の実施体制等 ・障がい福祉サービス等事業所の整備
・協議の場への参加者数等 ・精神障がい者の障がい福祉サービス利用者数
・強度行動障がい者の障がい福祉サービス利用者数
・障がい福祉サービス等のうち就労系サービスの利用者数、 利用量の見込
・障がい児通所サービスの利用者数、利用量の見込 ・障がい児保育の実施（第二期山形市子ども・子育て支援事業計画より） ・ペアレントプログラムの受講者数等 ・保育所等の巡回支援の実施
・協議会における個別事例検討の実施回数等
・審査や指導監査の結果を共有する回数 等
・市の障がい者就労施設等からの物品等調達における目標額以上の調達 ・工賃向上を図るための取組についての検討回数

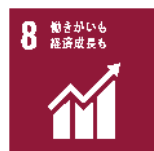
(案)

山形市障がい福祉計画 (第 7 期計画)

山形市障がい児福祉計画 (第 3 期計画)

令和 6 年度～令和 8 年度

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画の推進により、SDGs のこのゴールの達成に貢献することを目指します。

令和 6 年 3 月

山形市

「障がい」の表記について

本計画においては「障害」を「障がい」と表記します。

ただし、法令名、告示の名称、法令等からの抜粋についてはそのままの表記とします。

目 次

第1章 計画の基本的な事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の基本理念.....	1
3 計画に定める事項.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画期間.....	3
6 計画の策定体制.....	4
7 計画の進行管理.....	5
第2章 これまでの取組状況と評価.....	6
1 前計画の成果目標に対する実績、評価等.....	6
（1）障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行.....	6
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	7
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	8
（4）福祉施設から一般就労への移行等.....	9
（5）障がい児支援の提供体制の整備等.....	11
（6）相談支援体制の充実・強化等.....	12
（7）障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築.....	13
（8）発達障がい者等への支援体制の構築.....	14
2 総括.....	14
第3章 アンケート調査について.....	15
1 「障がい福祉アンケート調査」概要.....	15
●「障がい福祉アンケート調査」の結果（抜粋）.....	16
2 「事業所等アンケート調査」概要.....	24
●「事業所等アンケート調査」の結果（抜粋）.....	25
3 アンケート調査等の総括.....	26
（1）「障がい福祉アンケート調査」.....	26
（2）「事業所等アンケート調査」.....	26
第4章 成果目標.....	27
1 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行.....	27
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進.....	28
3 地域生活支援の充実.....	29
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	31
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	33
6 相談支援体制の充実・強化等.....	35
7 障がい福祉サービス事業所等の適正な運営に係る体制の構築.....	36
8 就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上.....	37

目 次

第5章 成果目標に関連する指標	38
1 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行	38
(1) 障がい福祉サービス等の利用者数、利用量の見込	38
(2) 地域生活支援事業等の実施体制等	47
(3) 障がい福祉サービス等事業所の整備	54
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
(1) 山形市における保健・医療・福祉関係者による協議の場への参加者数等 ...	55
(2) 精神障がい者の障がい福祉サービス利用者数	55
3 地域生活支援の充実	55
4 福祉施設から一般就労への移行	56
5 障がい児支援の提供体制の整備等	58
(1) 障がい児通所サービスの利用者数、利用量の見込	58
(2) 障がい児保育の実施	60
(3) 発達障がい者等に対する支援	60
(4) 保育所等の巡回支援の実施	60
6 相談支援体制の充実及び強化	61
7 障がい福祉サービス事業所等の適正な運営に係る体制の構築	62
8 就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上	62
(1) 障がい者就労施設等からの物品等調達額	62
(2) 工賃向上を図るための取組についての検討回数	62
第6章 資料編	63
1 障がい者手帳所持者数	63
2 障がい種別手帳所持者数	63
3 障がい児支援の現状	65

第1章 計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

山形市では、障害者基本法に基づき、令和2年3月に「障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり」を基本理念とする「山形市第4次障がい者基本計画」を策定しました。

この基本理念のもと、「障がい者の自立した生活の支援」、「障がい者の社会参加の確保」、「障がいを理由とする差別の解消の推進」という3つの基本目標と取り組むべき基本施策を掲げ、障がいの有無にかかわらず地域全体で支え合う共生社会の実現に向けて、障がい福祉施策の推進に取り組んでおります。

「山形市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「山形市障がい児福祉計画（第3期計画）」（以下「本計画」といいます。）は、国が定める基本指針¹及び「山形市第4次障がい者基本計画」と整合性を図りながら、山形市が取り組むべき事項を成果目標として掲げるとともに、成果目標に関連するサービス等の必要量等を見込み、障がい者等への支援体制を確保することを目指します。

2 計画の基本理念

本計画は、山形市における障がい者等のための施策に関する基本的な計画である「山形市第4次障がい者基本計画」の基本理念を共有し、障がい者等（難病患者を含みます。）が住み慣れた地域の中で自立した生活を送れるよう支援を行い、地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、
地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり

¹ 基本指針：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号（最終改正：令和5年^{こども家庭庁}告示第1号）
厚生労働省

(参考)「山形市第4次障がい者基本計画」の基本施策

基本施策	施策の内容
1 自立に向けたサービスの充実と環境の整備	(1) 自立した生活支援の充実
	(2) 相談・情報提供体制の充実
	(3) 経済的自立に向けた支援の充実
	(4) 保健・医療サービスとの連携
	(5) 教育・療育の充実
	(6) 働く場の確保
2 社会参加の機会の確保	(1) 社会参加のための手段の確保
	(2) 社会参加の機会の拡大
3 地域で支え合う仕組みの構築	(1) 差別の解消と権利擁護の推進
	(2) バリアフリー化の推進
	(3) 啓発・広報活動の推進
	(4) ボランティア活動の推進
	(5) 防災・防犯対策の推進

3 計画に定める事項

本計画では、これまでの取組の実績や、アンケート調査によって得られたニーズ、事業所等の課題に基づいて、山形市が実施すべき事項を成果目標として掲げ、併せて、成果目標を達成するための取組を定めます。成果目標²の項目は、基本指針を踏まえた7項目及び山形市独自の1項目の8項目としています。

また、成果目標に関連する指標³として、障がい福祉サービス等の種類ごとの見込量等を定めます。

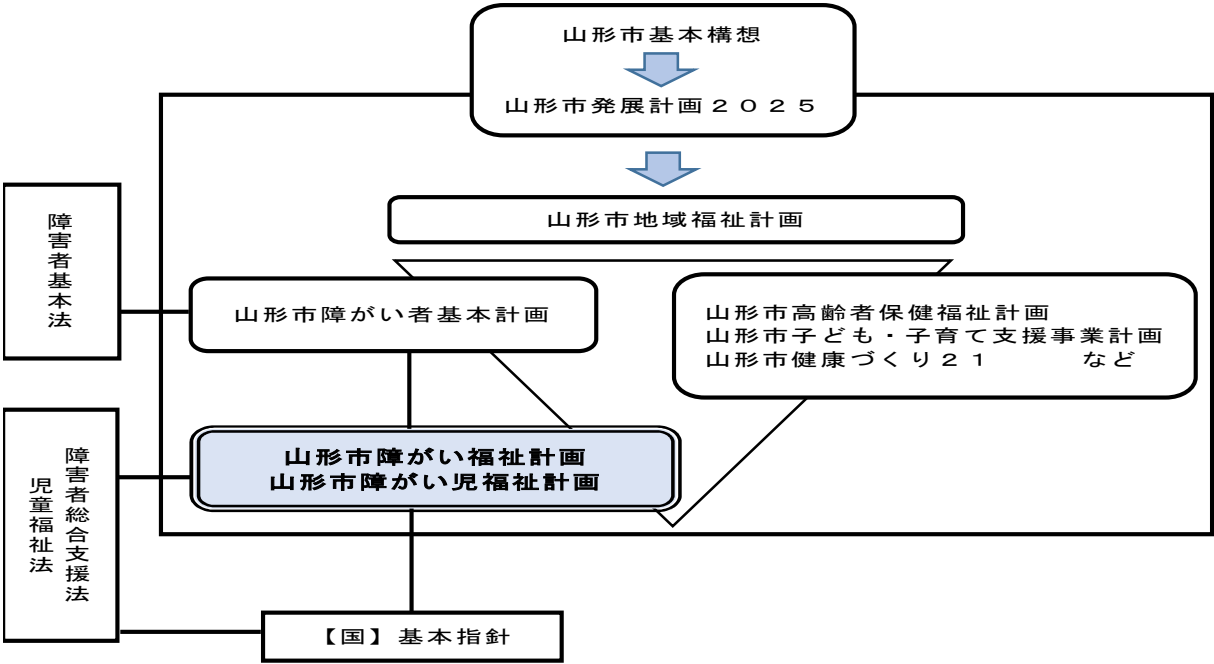
2 成果目標：基本指針が示す、必要なサービス等の提供体制の確保に係る目標。

3 成果目標に関連する指標：成果目標の達成に関連したサービス等についての見込量等。

4 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画は、山形市における他の計画と整合性を図ります。



5 計画期間

本計画における計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
山形市障がい福祉計画		第 6 期			第 7 期			第 8 期		
山形市障がい児福祉計画		第 2 期			第 3 期			第 4 期		
(参考) 山形市障がい者基本計画	第 4 次 (R2～R6)					第 5 次 (R7～R11)				

R：令和

6 計画の策定体制

(1) 山形市障がい者自立支援協議会の開催等

山形市障がい者自立支援協議会⁴の開催により、当事者及び関係機関等の意見を聴取しています。

また、基本指針では、市町村の「市町村障害福祉計画」の策定にあたり難病⁵患者、難病相談支援センター等からの意見を尊重することと示されていることから、山形県難病相談支援センターから意見を聴取しています。同センターからの意見を踏まえ、本計画において「障がい者等」に難病患者を含む旨を明記しています。

(2) サービス利用状況及びニーズの把握

障がい者、サービス事業所等へのアンケート調査により利用者のニーズの把握に努めています。

4 山形市障がい者自立支援協議会：障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき山形市が設置している協議体。関係機関や当事者により構成され、地域の課題等について協議を行う。

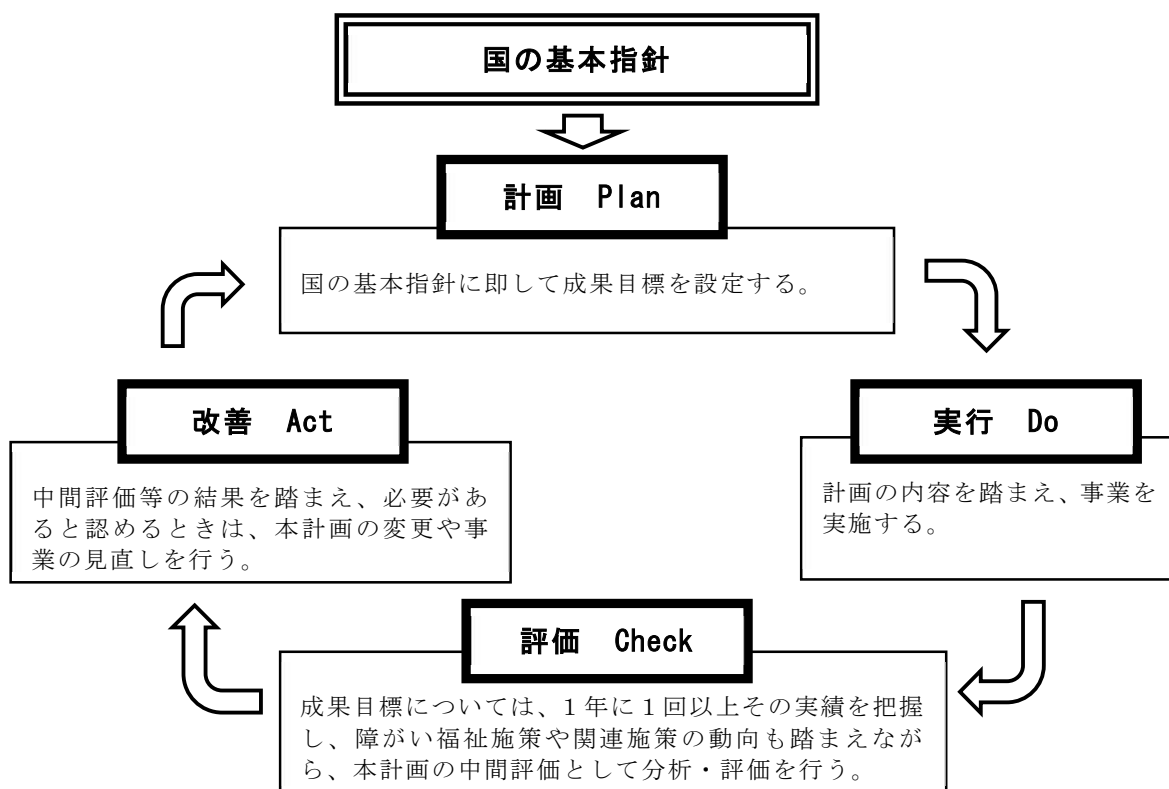
5 難病：国が定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（指定難病）をいう。難病患者は、障害者総合支援法の支援の対象であり、同法に基づく障がい福祉サービス等の対象。

7 計画の進行管理

本計画の成果目標等については、少なくとも1年に1回は実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価（中間評価）を行います。

また、中間評価については、山形市障がい者自立支援協議会に報告し、必要に応じて計画の変更等の措置を講じます。

本計画におけるPDCAサイクル



第2章 これまでの取組状況と評価

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする、山形市障がい福祉計画（第6期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第2期計画）（以下「前計画」といいます。）の成果目標に対する取組状況は、次のとおりです。

1 前計画の成果目標に対する実績、評価等

（1）障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活移行を目指すとともに、施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上の減少を目標に定めました。

項目	数値		説明	達成度 (見込)
令和5年度末時点の施設入所者数	目標	174人	令和元年度末時点の施設入所者数177人から1.6%以上の減少	○
	実績 見込	161人	R3：170人 R4：161人	
令和2年度から令和5年度までの地域生活移行者数	目標	11人	令和元年度末時点の施設入所者数177人の6%以上の移行を目指す	↓
	実績 見込	7人	R2～R3：計5人 R4：2人	

達成度 ○：目標達成 ※目標達成が見込まれない項目は目標値との比較を矢印で示す

【実績】

- ・施設入所者数は減少傾向にあり、目標値を上回る見込みです。
- ・地域生活移行者数は令和2年度が3人、令和3年度が2人、令和4年度が2人、令和5年度が0人（見込み）で、目標値を下回る見込みです。

【評価】

- ・施設入所者数については、地域生活（グループホーム）への移行の他、入所者の高齢化に伴う介護保険施設への移行等がありましたが、新たに入所する人数が増加しなかったことで、減少となりました。
- ・地域生活移行者数については、移行を希望する方の把握等が十分でなく、目標に及びませんでした。本人の意思決定の確認、移行後に利用するグループホーム等の支援の確保について、入所者個々に対する検討が必要でした。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への円滑な移行を進めるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム⁶の構築を目標に定めました。

項目	目標	実績	達成度
山形市における保健、医療、福祉関係者などによる協議の場を設置	設置	設置した (R4.1)	○

【実績】

山形市障がい者自立支援協議会に協議の場を設置しました。また、山形県村山圏域での協議の場に山形市も出席し、圏域的な連携の維持、向上に努めました。

【評価】

関係機関からの協力を得て、協議の場を設置しました。協議の場では、医療機関と福祉事業所の役割の明確化等、地域の支援体制の課題を整理しました。また、課題の解決に向けた、関係機関の相互理解を深める研修会の開催等の取組が行われました。

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム：精神障がい者が、地域で安心して生活できるよう、医療、福祉等が包括的に確保された支援体制

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者等の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい者等が安心して地域生活を送れるよう、①相談、②体験の機会、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を有する地域生活支援拠点等⁷の確保等を目標に定めました。

項目	目標	実績	達成度
地域生活支援拠点等の確保	1つを確保	1つを確保した (R3.1)	○
地域生活支援拠点等の運用状況の 検証及び検討回数	年1回以上	年1回以上実施 した	○

【実績】

- ・地域生活支援拠点等は、令和3年1月に確保しました。
- ・5つの機能の充実を図るため、山形市障がい者自立支援協議会で、機能の活用についての検証、検討を実施しました。

【評価】

- ・介護者が急病で不在となった場合等に備え、緊急時に障がい者等を受入れるための居室を確保する事業を開始したことで「③緊急時の受入れ・対応」の機能を整備し、以て地域生活支援拠点等を確保しました。
- ・山形市障がい者自立支援協議会で、緊急の相談を受け付ける体制や、相談受け後に緊急用居室等の利用までの支援機関の役割を整理し、地域生活支援拠点等を円滑に運用するための検討を実施しました。

⁷ 地域生活支援拠点等：障がい者の介護者が急病で不在となった場合等の対応や地域で生活するためのサービスの体験利用等を行うための機能を備えた支援体制。確保の手法として、拠点等機能を備えた施設を整備する拠点整備型、複数の機関が分担して拠点等機能を担う面的整備型がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設⁸から一般就労⁹への移行については、令和5年度中の就労移行支援事業¹⁰又は就労継続支援事業¹¹からの移行者数について目標を定めました。

また、令和5年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%以上が就労定着支援事業¹²を利用することを目指しました。

項目	数値		説明	達成度 (見込)
令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数	目標	40人	令和元年度中に福祉施設を退所し一般就労した者30人の1.3倍	↓
	実績見込	30人	R3: 25人 R4: 25人	
就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	目標	25人	令和元年度末の就労移行支援事業の利用者19人の1.3倍	↓
	実績見込	20人	R3: 16人 R4: 18人	
就労継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	目標	8人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者6人の1.3倍	↓
	実績見込	7人	R3: 7人 R4: 4人	
就労継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	目標	7人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者5人の1.4倍	↓
	実績見込	3人	R3: 2人 R4: 3人	
令和5年度に就労移行支援事業所等を通した一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	目標	70%	令和5年度中に福祉施設を退所し一般就労に移行する者(就労移行後6月以上経過した者に限る。)のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	○
	実績見込	87%	一般就労見込30人に対する就労定着支援の利用者数26人(令和5年4月～9月までの月平均) ÷ 87%	

達成度 ○: 目標達成 ※目標達成が見込まれない項目は目標値との比較を矢印で示す

8 福祉施設: 就労移行支援事業所等、福祉的な通所サービス事業所。

9 一般就労: 障がい福祉サービスの利用から、一般企業に就労すること。

10 就労移行支援事業: 一般就労に必要な訓練や求職活動の支援を行う事業。

11 就労継続支援事業: 一般就労が困難な障がい者等に、生産活動等の場の提供や訓練を行う事業。A型は雇用契約を結んで利用し、B型は雇用契約を結ばずに利用するもの。

12 就労定着支援事業: 一般就労した後に、相談や連絡調整等を行い、就労定着を図る事業。

【実績】

- ・障がい者雇用の促進等により、福祉施設から一般就労への移行者数は増加傾向にありますが、目標値を下回る見込みです。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和5年4月から9月までの期間の月平均で26人が利用しており、目標値を上回る見込みです。

【評価】

- ・就労移行支援について、前計画期間における利用人数が20人増加（※1）したことに対し、一般就労移行者数の増加が4人（※2）に留まっており、一般就労に進まない（進みにくい）ケースについて、個別に要因を把握することが必要でした。

※1 20人…令和3年度実績36人と令和5年度実績（見込）56人の差
（第5章1の見込量より。）

※2 4人…令和3年度実績16人と令和5年度実績（見込）20人の差

- ・就労継続支援からの一般就労移行については、本人に一般就労する意思があることが前提であることから、意思の確認の徹底が必要でした。
- ・就労定着支援事業は、積極的に活用されています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児やその家族が地域で安心して生活ができるよう、障がい児支援の提供体制の確保を目指しました。

項目	目標	実績	達成度
令和5年度末までに児童発達支援センター ¹³ を設置	1 か所以上 設置	1 か所設置した (H24.4)	○
令和5年度末までに保育所等訪問支援 ¹⁴ を利用できる体制を構築	2 か所以上 確保	5 か所確保した (R1.11)	○
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 ¹⁵ を確保	圏域 ¹⁹ 又は市内に 1 か所以上確保	市内に 2 か所確保した (H25.10)	○
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 ¹⁶ を確保	1 か所以上 確保	市内に 3 か所確保した (H27.3)	○
令和5年度末までに医療的ケア ¹⁷ 児支援のための協議の場の設置	設置	設置した (H31.3)	○
令和5年度末までの医療的ケア児等コーディネーター ¹⁸ の配置人数	累計 31 人	累計 12 人	↓

13 児童発達支援センター：児童発達支援事業のほか、障がい児やその家族、障がい児を預かる施設への助言等を行う機関。

14 保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行う事業。

15 児童発達支援事業：未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や訓練等を行う事業。

16 放課後等デイサービス事業：就学している障がい児に対し、授業の終了後等に訓練や交流の促進等を行う事業。

17 医療的ケア：人工呼吸器による呼吸管理、喀かく痰たん吸引等、自宅で家族等が日常的に行う医療的な行為。医療的ケア児とは、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童。

18 医療的ケア児等コーディネーター：医療的ケア児や重症心身障がい児に必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等及びその家族をつなぐ役割を担う者。

19 圏域：山形市及び隣接する上山市、天童市（障がい児及びその家族の利便性を考慮し、山形市が設定）

【実績】

- ・山形市が設置している児童発達支援センター「こまくさ学園」等障がい児通所施設を確保し障がい児への支援を行いました。
- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、山形市障がい者自立支援協議会に山形市医療的ケア児支援連絡会議を設置し、医療的ケア児への支援のための協議を行いました。
- ・医療的ケア児等コーディネーターの配置人数については、目標値を下回る見込みです。

【評価】

- ・児童発達支援センター等の障がい児通所施設や、医療的ケア児支援のための協議の場を設置し、障がい児へのサービス提供体制を確保しました。
- ・研修の周知の不足等により、医療的ケア児等コーディネーターの目標人数が配置できませんでした。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実・強化等を目指しました。

項目	目標	実績	達成度
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	現行の相談支援体制を維持しつつ、基幹相談支援センター ²⁰ 設置の必要性を含め今後の相談支援体制のあり方について検討する。	相談支援体制のあり方について検討を実施	○

20 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者等に対する総合的な相談支援を行うこと等を目的とした機関

【実績】

- ・山形市障がい者自立支援協議会において、相談支援事業者により地域の相談体制のあり方（断らない相談体制づくり等）や、基幹相談支援センターの設置についての検討を行いました。

【評価】

- ・障がい者等の相談件数が増加している現状等を踏まえ、相談を受けた事業者ができるだけ相談を断ることなく対応できるよう、相談経路や事業者の役割を整理しました。

（7）障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の事業所の適正な運営を確保し、利用者が必要とする障がい福祉サービス等が提供される体制の構築を目指しました。

項目	目標	実績	達成度
障害者自立支援審査支払等システム ²¹ による審査結果を事業所と共有する体制の構築	令和5年度末までに構築	構築した (R5.10)	○
指導監査結果を事業所及び県の指導監査部門と共有する体制の構築	令和3年度末までに構築	構築した (R3)	○

【実績】

- ・障がい者自立支援審査支払等システムの審査の結果判明した請求の過誤について、過誤のあった事業所と個別に共有するとともに、頻出する過誤事例については、電子データにとりまとめ、年に1回以上、全ての事業所と共有する体制を構築しました。
- ・指導監査結果を踏まえ、特に改善すべきものとして多かった事例等について、事業所に対して集団指導を通じ注意喚起を行うとともに、判断に迷うような事例がある場合には、県の指導監査部門と随時、相互に資料の提供や情報交換を行う体制を構築しました。

【評価】

- ・目標を達成したことで、事業所の適正な運営を確保する体制を整えました。

21 障がい者自立支援審査支払等システム：自立支援給付費（障がい福祉サービス）等に係る事業者からの請求について、内容の審査や支払処理を行うシステム。

(8) 発達障がい者等への支援体制の構築

基本指針では示されていませんでしたが、山形市の独自目標として、発達障がい者等とその家族が地域で安心した生活が送れるよう支援体制の充実を目指しました。

項目	目標	実績	達成度
ピアサポート ²² 活動の場	令和5年度末までに確保	確保した (R5.10)	○
ペアレントプログラム ²³ の実施体制	令和5年度末までに構築	構築した (R5.4)	○

【実績】

- ・ピアサポート活動及びペアレントプログラムを実施している事業所を確保しました。

【評価】

- ・発達障がい者等の地域生活のための支援体制を確保しました。

2 総括

前計画の8つの成果目標の中の17項目の8割に当たる14項目を達成し、障がい者等への支援体制等の確保が図られました。達成した項目で確率した体制等については、本計画においても更なる向上を図っていきます。

未達成の3項目については、その原因の分析を踏まえて取組を見直し、本計画において達成できるよう取り組んでいきます。

22 ピアサポート：発達障がい者やその親同士の支え合い。

23 ペアレントプログラム：子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動を観察して特徴を理解したり発達障がい者の特性を学ぶこと。

第3章 アンケート調査について

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービス等に対するニーズを把握するための「障がい福祉アンケート調査」と、事業における課題等を把握するための「アンケート調査」（以下「事業所等アンケート調査」といいます。）を行いました。

両調査の結果のうち、本計画に定める成果目標や、障がい福祉サービス等の実施に関連するものを抜粋し掲載します。

1 「障がい福祉アンケート調査」概要

調査対象者

- ① 山形市に住所を有する、障がい者手帳を所持する方及びその他市民の方から無作為に選定した計 1,980 名の方
- ② 山形市に住所を有する障がい福祉サービス事業所等を運営する社会福祉法人 12 法人（※）

※ 事業所等の整備計画の多くが社会福祉法人によるものであることから、調査対象としました。

調査期間

令和5年8月上旬～同月29日

調査方法

調査対象者あて直接アンケート調査票を郵送し、無記名方式で回収

回収率等

調査区分	配布数	回収数 (有効回答数)	回収率
身体障がい	530	339	64.0%
知的障がい	450	289	64.2%
精神障がい	450	272	60.4%
その他市民	550	316	57.5%
社会福祉法人	12	8	66.7%
合計	1,992	1,224	61.4%

●「障がい福祉アンケート調査」の結果（抜粋）

（注1）SA（Single Answer の略）は単一回答を、MA（Multiple Answer の略）は複数回答を、それぞれ表します。

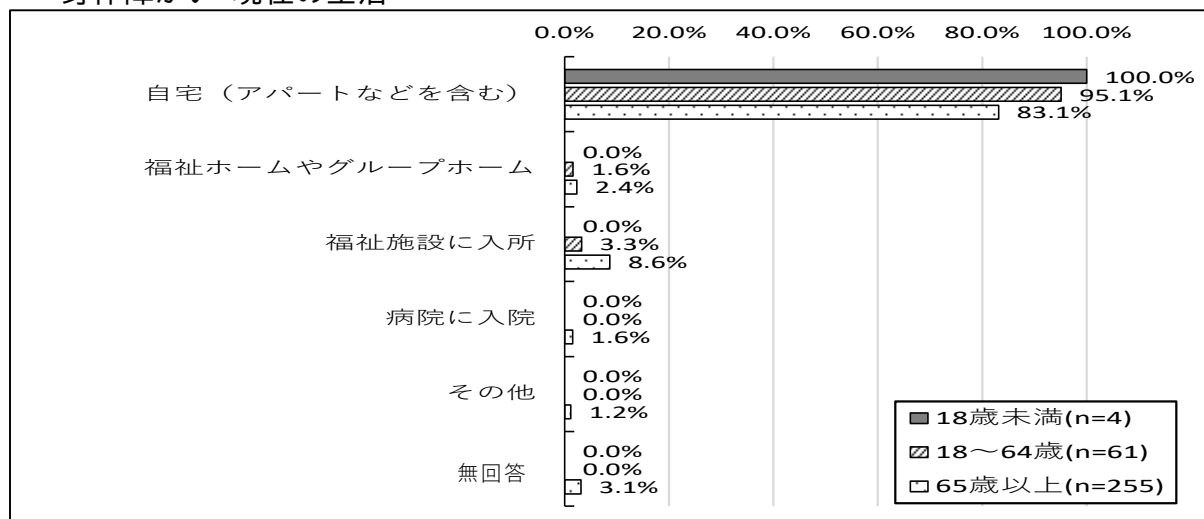
（注2）図表中の n（Number of cases の略）は、設問に対する回答者数のことであり、質問によって異なる場合があります。

（注3）障がい福祉アンケート調査では、設問が調査対象者ごとに設定されています。本計画においては、統一的に掲載するため、調査対象者ごとの回答の一部を抜粋し、表現等の一部修正を加えています。

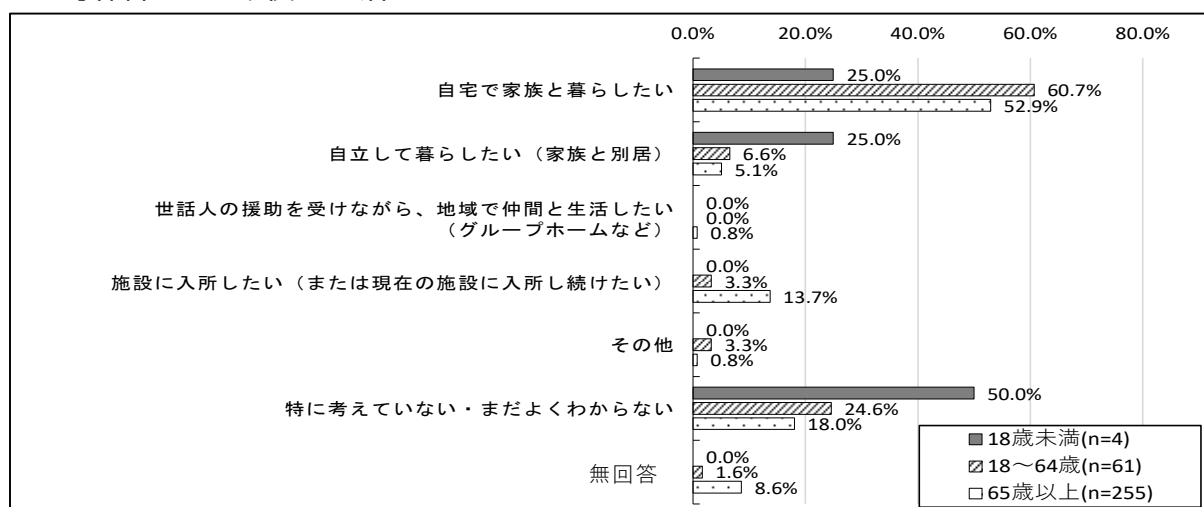
（1）障がい者手帳所持者

- ・あなたは現在どこで暮らしていますか。【SA】
- ・今後どのように生活したいですか。【SA】

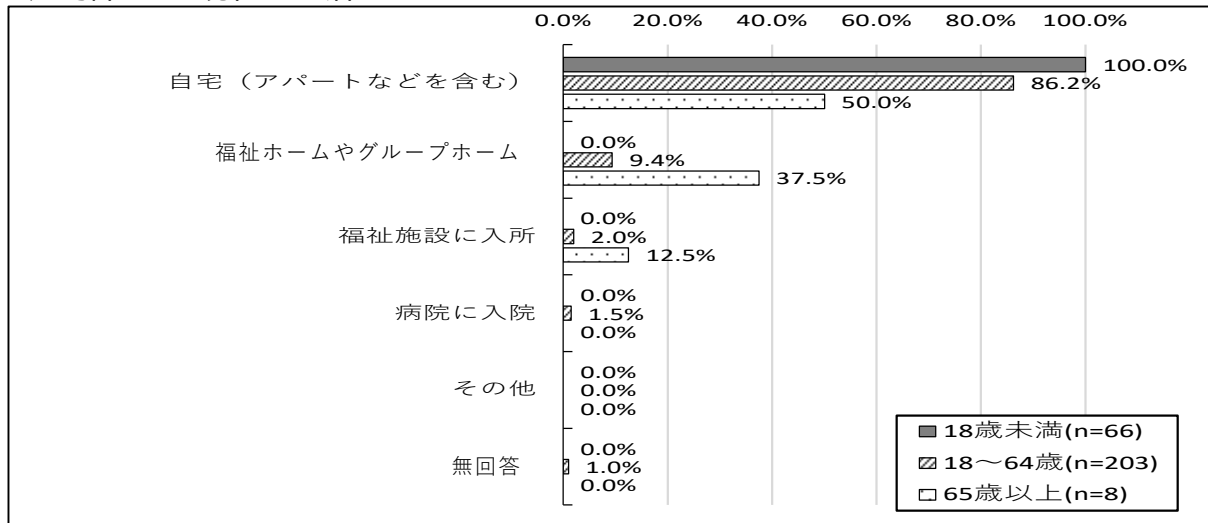
身体障がい:現在の生活



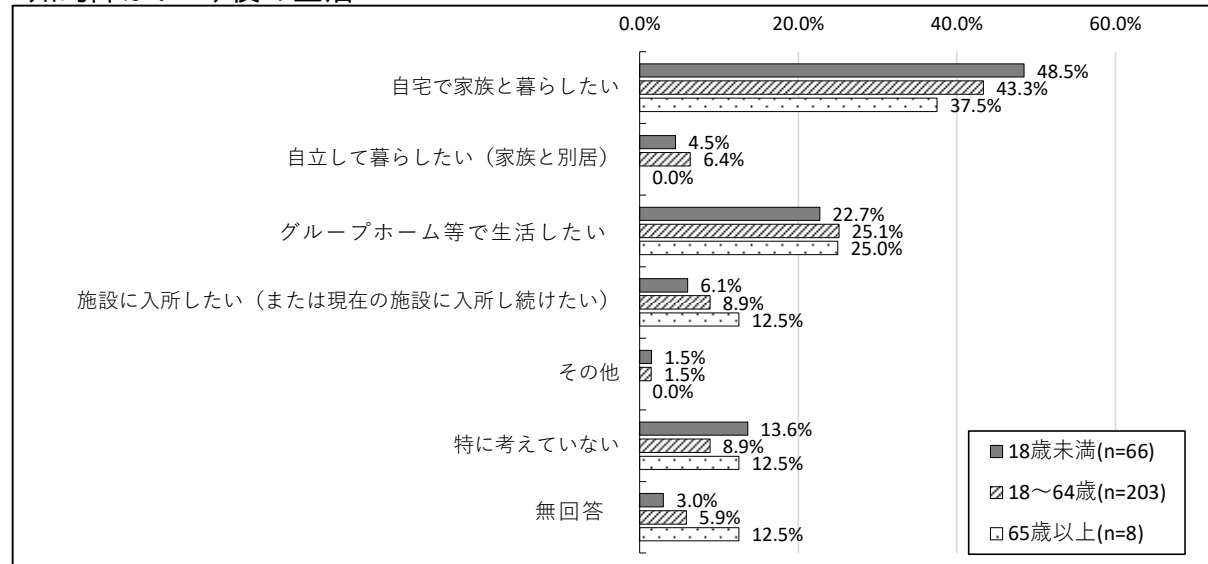
身体障がい:今後の生活



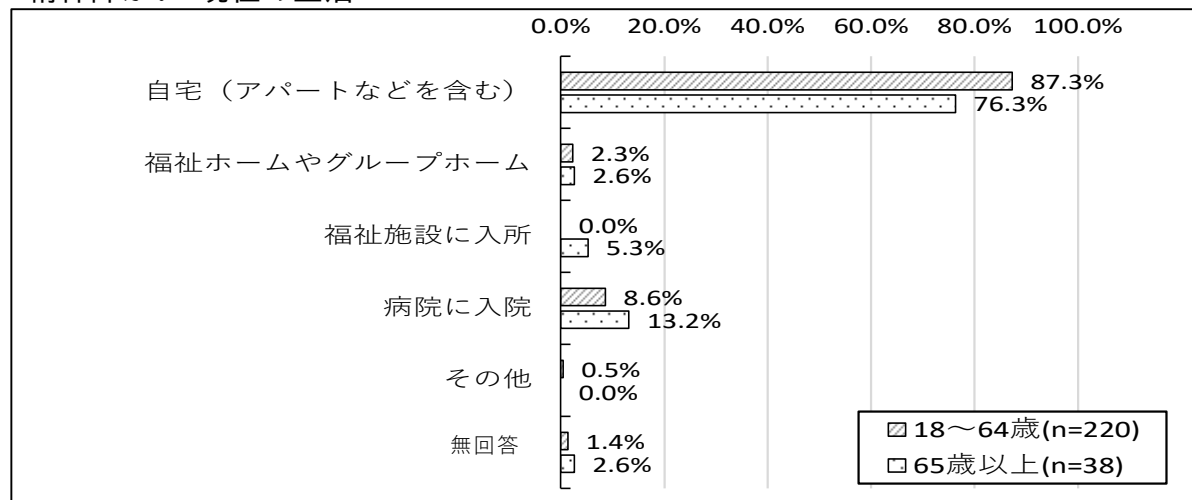
知的障がい:現在の生活



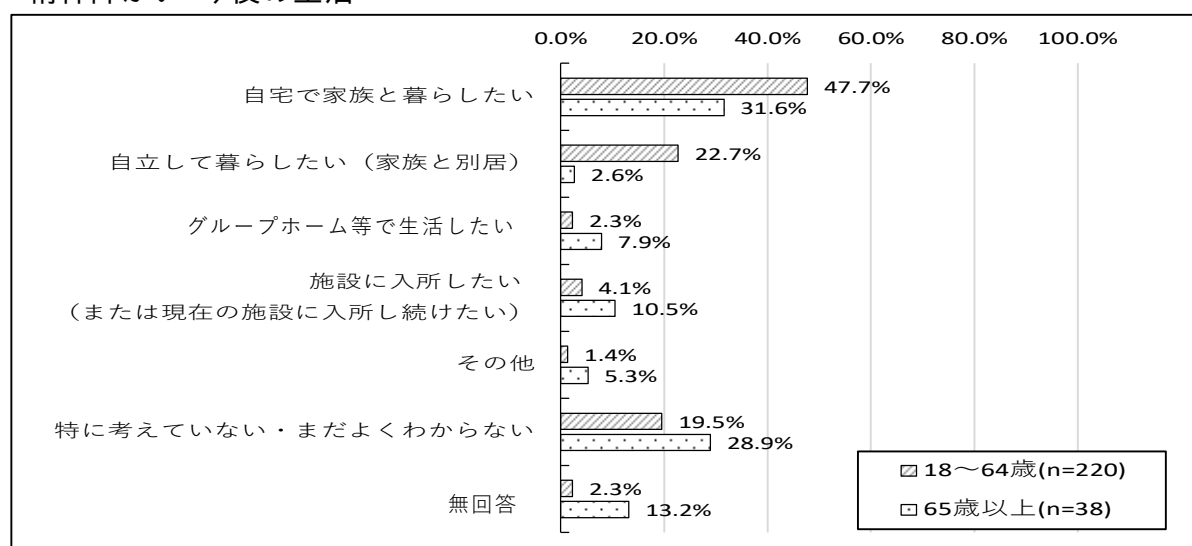
知的障がい:今後の生活



精神障がい:現在の生活



精神障がい:今後の生活



○障がい者手帳所持者の多くが、現在自宅で暮らしていることが分かります。

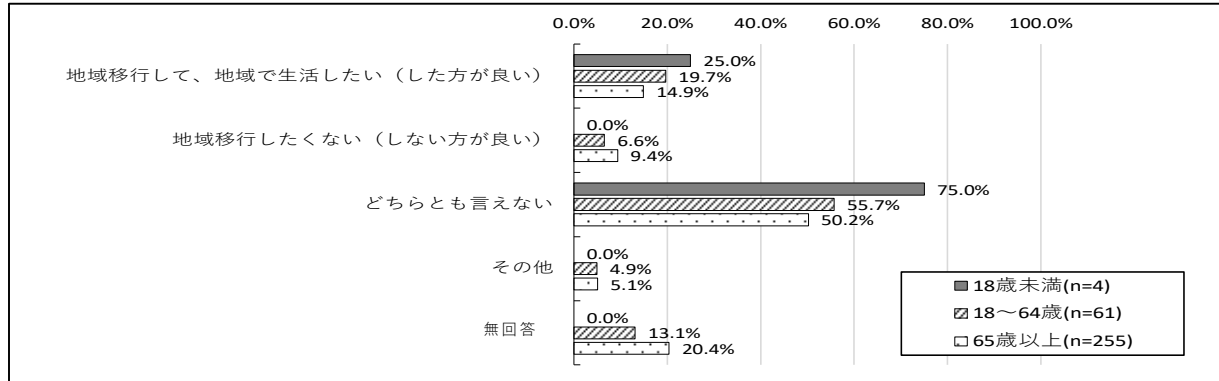
○今後の生活では、「自宅で家族と暮らしたい」や「自立して暮らしたい」の在宅生活を希望する回答が多いことが分かります。

また、知的障がいの結果においては、グループホームを希望する割合が高いことが分かります。

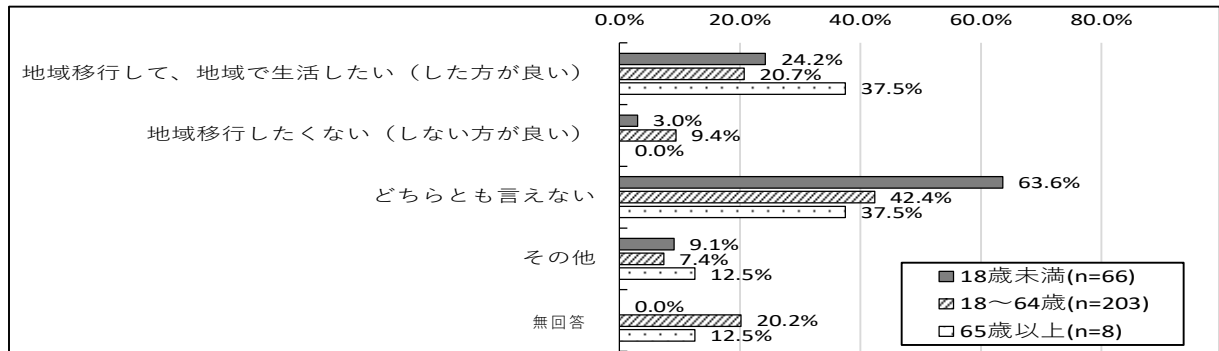
障がい者入所施設（※）からの地域移行（施設を退所して家やグループホームに住み、地域で生活することをいいます。）について、どう思いますか。【SA】

（※ 精神障がいの設問には、「長期入院先の病院」を含みます。）

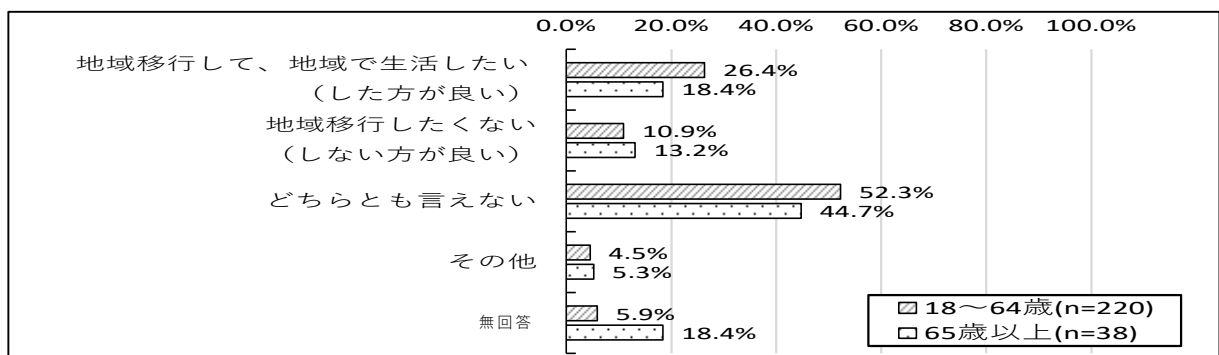
身体障がい



知的障がい



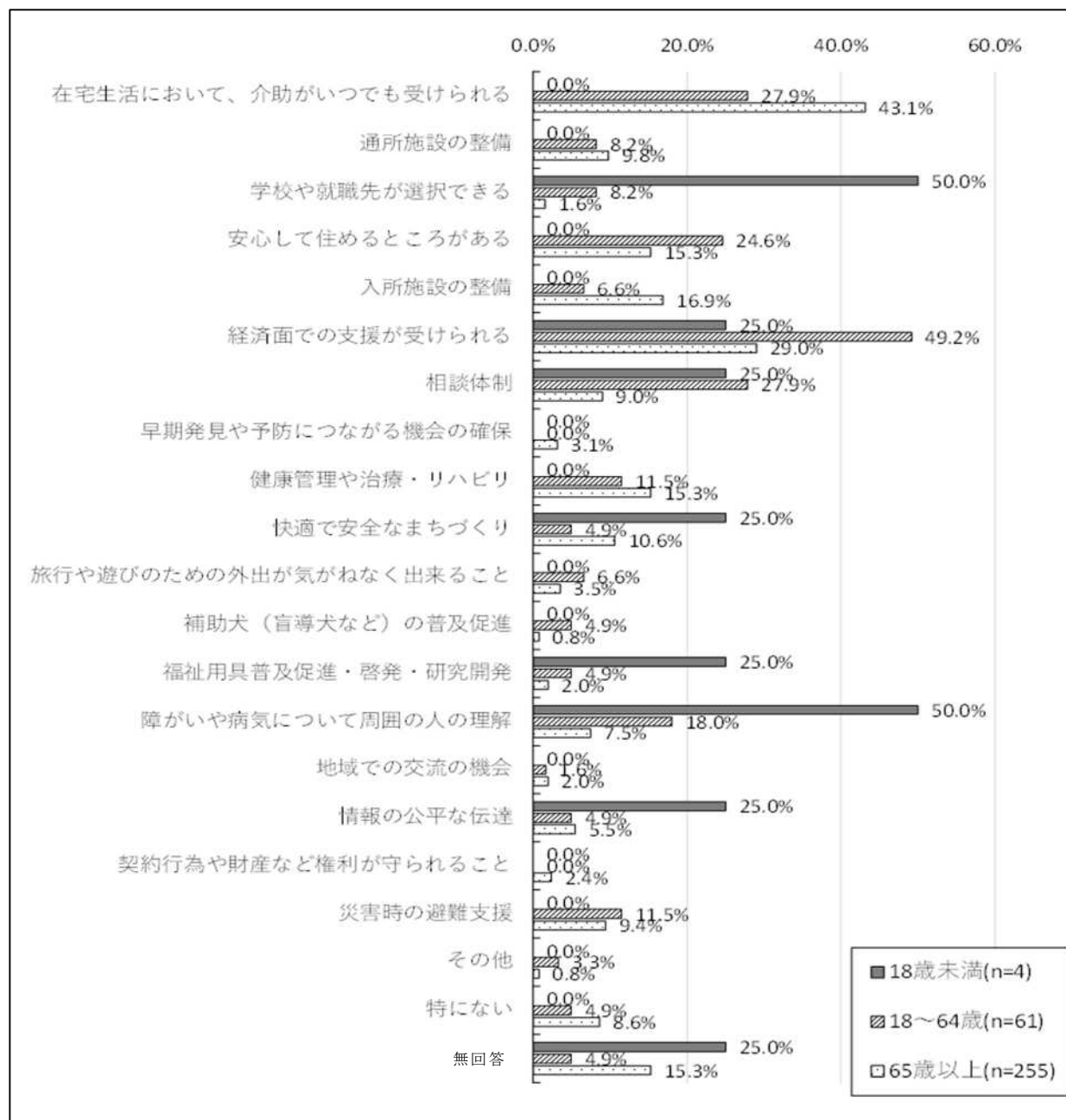
精神障がい



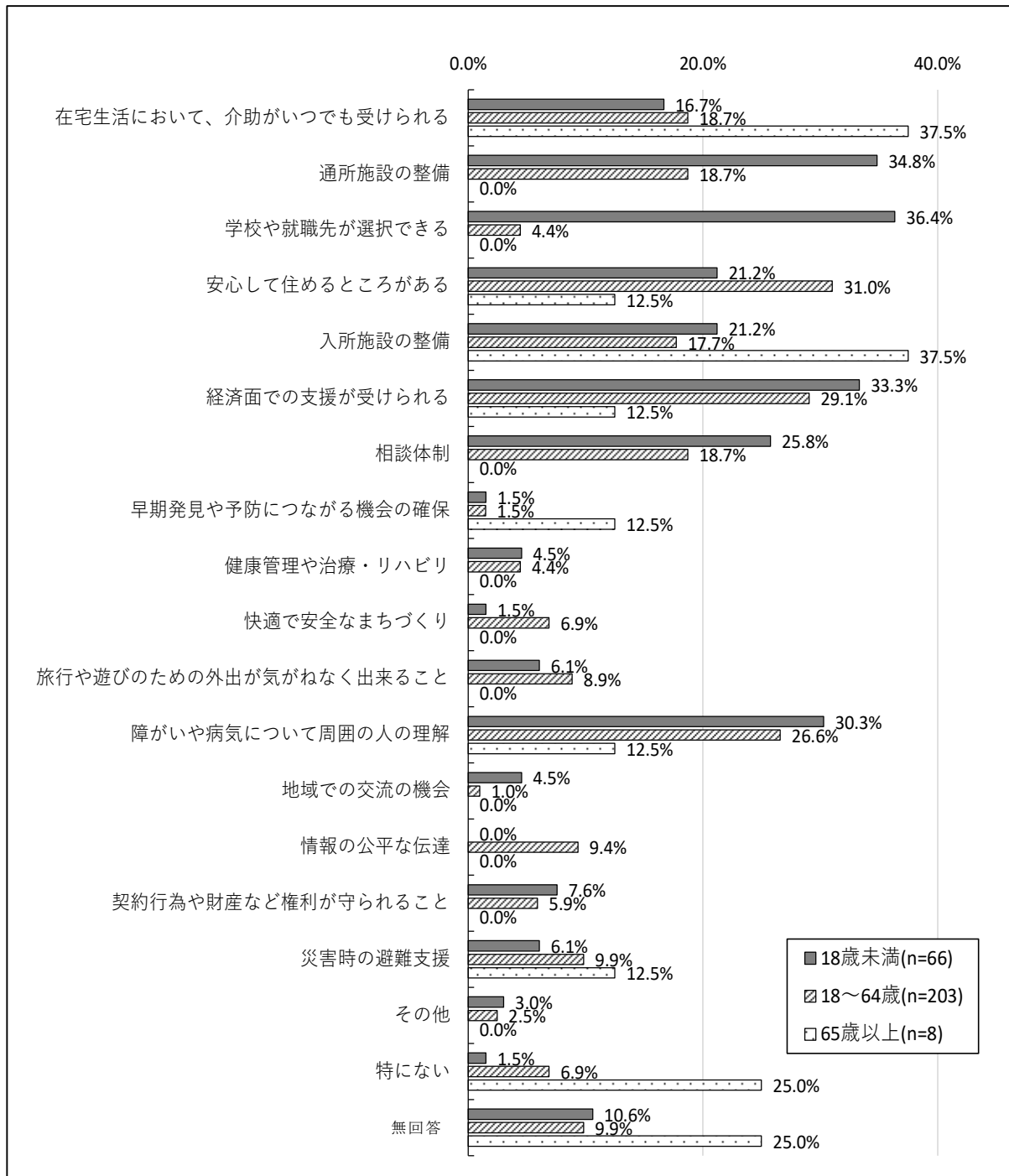
○障がい者入所施設や長期入院先の精神科病院からの地域移行について、「地域移行したい（した方が良い）」と思う方が「地域移行したくない（しない方が良い）」と思う方を上回りました。一方で、「どちらとも言えない」と思う方の割合が高くなっています。

今後、障がい者福祉を充実させるために山形市はどのようなことに特に力を入れていく必要があると思われますか。【MA】

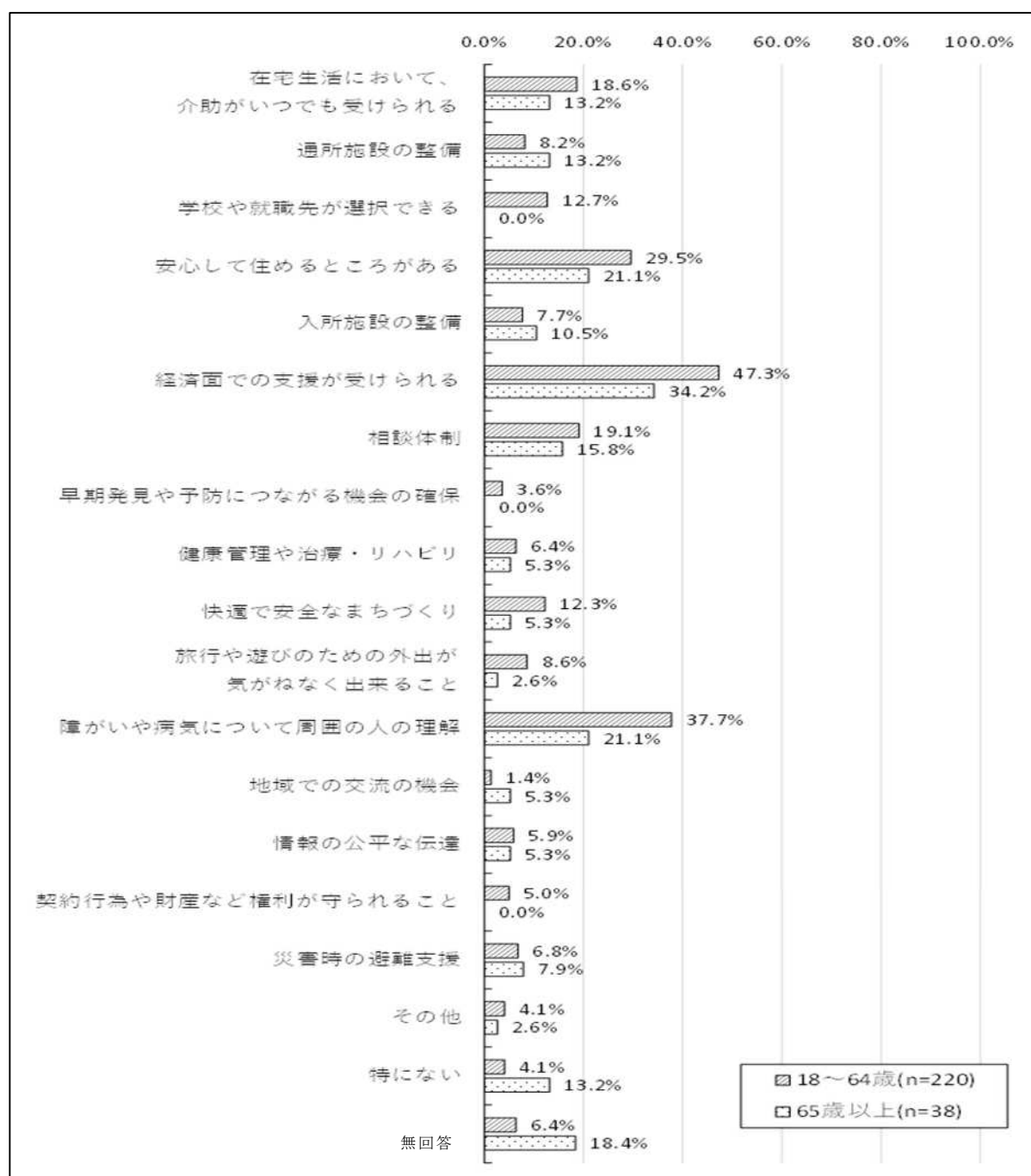
身体障がい



知的障がい



精神障がい



- 全ての障がい種別の結果において、「在宅生活において、介助がいつでも受けられる」、「安心して住めるところがある」回答が多く、それに伴い、日々の相談に対応できるよう、相談体制の充実を求める方が多いことが分かります。
- また、知的障がい結果においては「通所施設の整備」など、事業所の確保を求める回答が多いことが分かります。

(2) 社会福祉法人

施設整備計画はありますか。

【令和6年度の施設整備の計画】

令和6年度	新設		拡充	
	回答数	具体的数量	回答数	具体的数量
共同生活援助（介護サービス包括型）	1事業所	2件		

【令和7年度の施設整備の計画】

回答なし

【令和8年度の施設整備の計画】

令和8年度	新設		拡充	
	回答数	具体的数量	回答数	具体的数量
生活介護			1事業所	※
共同生活援助（介護サービス包括型）	1事業所	※		

※…件数の数量把握には至っていない

（注）施設整備計画は、障がい福祉アンケート調査での回答です。山形市では、別途、社会福祉施設等の施設整備の計画について毎年度調査を行っています。

2 「事業所等アンケート調査」概要

調査対象者

山形市管内で障がい福祉サービス等（※）を実施する全ての事業所及び施設

※ 指定障がい福祉サービス、指定相談支援、指定障がい児通所支援、
指定障がい児相談支援、地域生活支援事業（注）

注：移動支援（個別支援型、日中活動サービス送迎型）、生活訓練等、
日中短期入所、タイムケア、訪問入浴、障がい者自立支援訓練

調査期間

令和5年7月上旬～同月19日

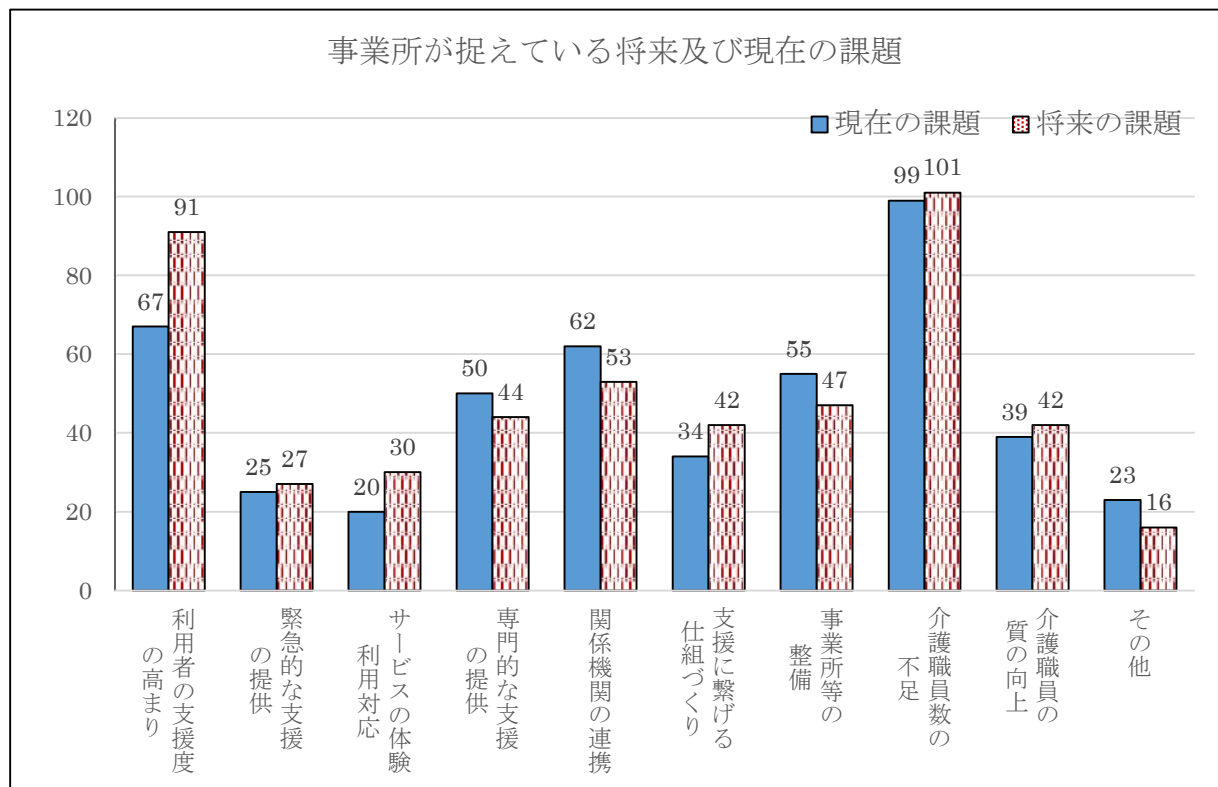
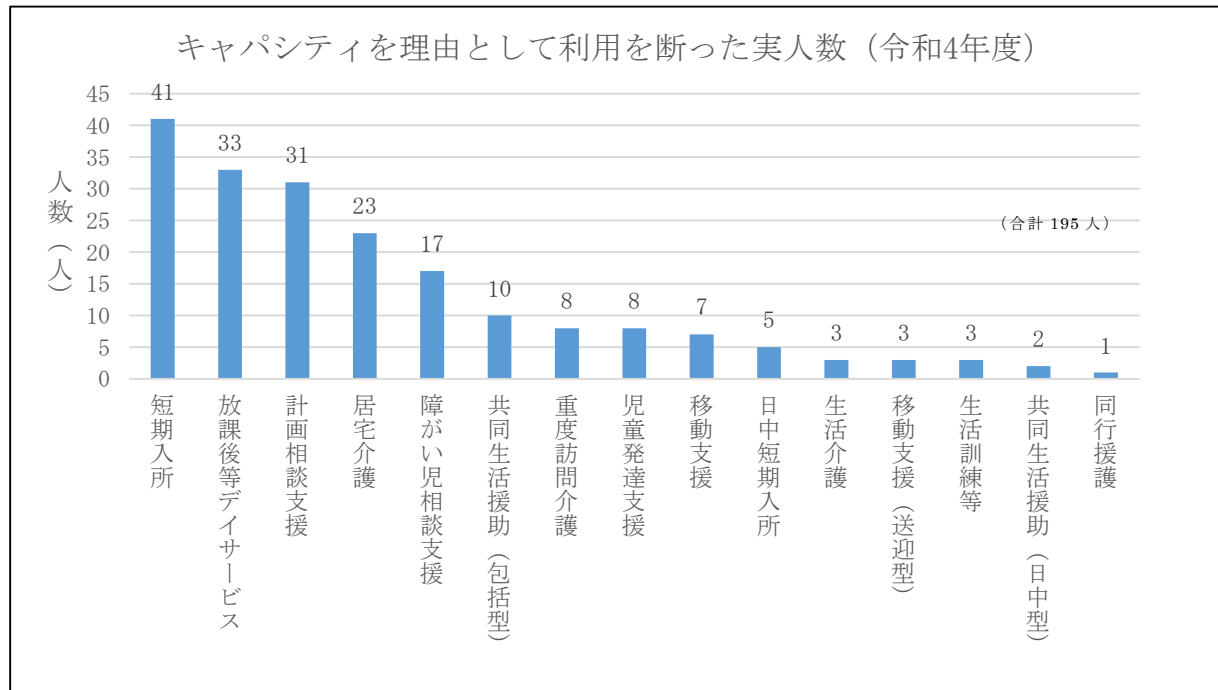
調査方法

調査対象者あて直接アンケート調査票を電子メールで送付し、回収（回答者を特定しないよう集計）

回収率等

サービス種別	回答件数	調査対象 件数	回答率
居宅介護	15	26	57.7%
重度訪問介護	12	21	57.1%
同行援護	1	4	25.0%
行動援護	0	1	0.0%
短期入所	9	14	64.3%
療養介護	1	1	100.0%
生活介護	16	19	84.2%
施設入所支援	3	4	75.0%
自立訓練（生活訓練）	1	1	100.0%
自立訓練（機能訓練）	0	0	—
宿泊型自立訓練	2	2	100.0%
就労移行支援	3	5	60.0%
就労継続支援A型	5	6	83.3%
就労継続支援B型	22	24	91.7%
就労定着支援	2	4	50.0%
自立生活援助	1	1	100.0%
共同生活援助（介護サービス包括型）	8	12	66.7%
共同生活援助（外部サービス利用型）	4	8	50.0%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2	2	100.0%
地域移行支援	5	10	50.0%
地域定着支援	4	9	44.4%
計画相談支援	10	17	58.8%
児童発達支援	16	20	80.0%
医療型児童発達支援	0	0	—
放課後等デイサービス	27	35	77.1%
居宅訪問型児童発達支援	1	1	100.0%
保育所等訪問支援	2	6	33.3%
障がい児相談支援	9	15	60.0%
【地域】移動支援事業（個別支援型）	6	14	42.9%
【地域】移動支援事業（日中活動サービス送迎型）	2	3	66.7%
【地域】生活訓練等	4	4	100.0%
【地域】日中短期入所	5	7	71.4%
【地域】タイムケア	1	3	33.3%
【地域】訪問入浴	4	8	50.0%
【地域】障がい者自立支援訓練	1	1	100.0%
全体	204	308	66.2%

●「事業所等アンケート調査」の結果（抜粋）



【その他の回答（要旨）】

現在の課題…職員の高齢化（2件）、報酬の不足（2件）、基幹相談支援センターの設置（2件）、利用者の障がい特性に対する対応の困難さ（2件） 等

将来の課題…早期段階での療育（2件）、公的支援がない時間帯の支援の在り方（1件）、恒常的な収益増と商品開発（就労継続支援）（1件） 等

- 障がい児サービスや、居宅生活に必要なサービス、相談支援などについて、受入れ状況に余裕がないことがうかがえます。
- 事業所等が捉えている課題について、現在及び将来のいずれも、「介護職員数の不足」との回答が第1位となっています。

3 アンケート調査等の総括

アンケート調査等の結果について、本計画の策定内容（必要な障がい福祉サービス等の量の見込等）と照らし、障がい福祉サービス等に対するニーズが回答された点を総括します。

（１）「障がい福祉アンケート調査」

身体障がい、知的障がい、精神障がいの結果に共通して、自宅で生活していくことを希望する方が多数を占めていること、「地域移行したい（した方が良い）」と思う方が「地域移行したくない（しない方が良い）」と思う方を上回っていることが分かりました。また、市に充実を望むことでは、「在宅でいつでも介護が受けられること」、「安心して住めるところがある」、「相談体制」の希望が多く見られました。

（２）「事業所等アンケート調査」

事業所等への利用申込があっても、受入れの余裕がないために、利用を断らざるを得ない問題が生じていることが分かりました。また、現在及び将来の課題において、「介護職員数の不足」、「利用者の支援度の高まり」との回答が多数を占め、サービスを提供するための労働力の確保を課題と認識していることが分かりました。

第4章 成果目標

1 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行

障がい者支援施設（以下、本項において「施設」といいます。）に入所する障がい者のうち、施設入所者数の減少や、施設を退所してグループホーム等での地域生活へ移行する人についての目標を設定します。

国の基本指針
①令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることを基本とする。
②令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【基本指針の説明】

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として生活していくため、施設入所者の地域生活への移行を進めることを目指した指針です。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市の令和4年度末現在の施設入所者数は161人となっています。
- ・令和8年度末の施設入所者数を、国の基本指針に即し、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上（9人）を減少させ、152人以下とすることを目指します。
- ・令和4年度末時点の施設入所者数のうち、国の基本指針に即し、6%以上（10人）が地域生活に移行することを目指します。

項目	目標	説明
令和8年度末時点の施設入所者数	152人以下	令和4年度末時点の施設入所者数161人から5%（9人）以上減少
令和5年度から令和8年度までの地域生活移行者数	10人以上	令和4年度末時点の施設入所者数161人の6%（10人）以上

<目標達成に向けた取組>

- ・施設や相談支援事業者と連携を密にし、必要に応じて個別の支援会議を開催するなどして、本人の意思決定を尊重しながら移行に必要なサービス等を個別に把握します。
- ・把握したニーズについては、障がい福祉サービス事業所を運営する法人等と共有することで、法人等によるサービス事業所等の整備を促進していきます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進

精神障がい者の地域生活の支援のため、保健、医療、福祉関係者等による協議の場の開催回数の目標値を設定します。

国の基本指針
保健、医療、福祉関係者等による協議について、開催回数等を明確にし、取組を積極的に推進することを基本とする。

【基本指針の説明】

精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉等の支援が包括的に確保された体制を構築、推進を目指す指針です。

＜目標設定にあたっての考え方＞

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築には、保健、医療、福祉関係者等による協議の場を通じて支援体制を作ることが必要とされており、山形市では令和4年1月に協議の場を設置しました。

今後とも、協議の場を活用し、精神障がい者の地域生活を支援する上での地域の課題等について、継続して検討していきます。

項目	目標		
	6年度	7年度	8年度
協議の場の開催回数	1回以上	1回以上	1回以上
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上

※山形県村山保健所が主催する村山圏域での協議の場へも引き続き参加します。

＜目標達成に向けた取組＞

- ・関係機関と連携し、地域課題の解決に向けた取組等を行うため、協議の場の活用を継続していきます。また、協議の場の更なる活用について検討していきます。

3 地域生活支援の充実

障がい者等の高齢化、重度化や親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備等、障がい者等の地域生活支援の充実についての目標を設定します。

国の基本指針
令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、地域生活支援拠点等コーディネーター等を配置し、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【基本指針の説明】

障がい者等が地域で自立した生活を送るために必要な機能を備えた支援体制（地域生活支援拠点等）を確保するとともに、新たに強度行動障がい者への支援体制の整備を目指す指針です。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市では、地域生活支援拠点等を確保し、その機能（以下「拠点等機能」といいます。）の充実を図るため年1回以上の運用状況の検証を行っていますが、更なる機能の充実を図るため、地域生活支援拠点等コーディネーター²⁶の配置を行います。
- ・強度行動障がい²⁷がある障がい者への支援体制を整備します。

項目	目標
【新規】地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	17人
【新規】強度行動障がい者への支援体制の整備	令和8年度末までに整備

26 地域生活支援拠点等コーディネーター：地域生活支援拠点等の運営や、障がい者の介護者が急病等により不在となったとき等の緊急事態におけるサービスの利用調整を担う者。

27 強度行動障がい：自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

＜目標達成に向けた取組＞

- ・地域生活支援拠点等コーディネーターについては、市内全ての相談支援事業者に配置できるよう、事業者と協議を進めます。
- ・山形市障がい者自立支援協議会等を活用して強度行動障がい者のニーズを把握しながら、「専門的人材の確保」²⁸や「地域の体制づくり」²⁹の拠点等機能を有するものとして山形市から認定³⁰を受けた事業所と連携し、支援の事例の共有や、山形県が行う強度行動障がい支援者養成研修の周知を行うことで、強度行動障がい者に対する専門的な支援ができる人材の増加を図ります。
- ・拠点等機能を有する事業者にICT機器等を導入し、支援に必要な情報を円滑に共有できる仕組みを構築することで、事業者の業務負担を軽減するよう、事業者とともに検討していきます。

28 専門的人材の確保：拠点等機能の1つで、強度行動障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制を確保する機能。

29 地域の体制づくり：拠点等機能の1つで、地域のニーズに対応するため、サービスの提供体制確保や地域の連携体制の構築を行う機能。

30 認定：山形市では、拠点等機能を担う事業所等を認定する制度を運用。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数等の目標を設定します。

国の基本指針
①就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援を行う事業等）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を基本とする。 ②就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ③就労継続支援A型事業については、令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上の者の一般就労移行を目指すこととする。 ④就労継続支援B型事業については、令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上の者の一般就労移行を目指すこととする。 ⑤就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の半数以上とすることを基本とする。 ⑥就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の就労定着事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【基本指針の説明】

働く意欲のある障がい者等が自立した生活を送るため、その能力を発揮して職業に就き、社会の一員として活躍することを目指す指針です。

＜目標設定にあたっての考え方＞

- ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（基本指針の①から④）については、それぞれ基本指針に即した数値目標を設定します。
- ・一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所が、全体の半数以上となることを目指します。
- ・就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の実績の1.41倍（33人）以上を目指します。
- ・就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所が、全体の2割5分以上となることを目指します。

項目	目標	説明
令和8年度中に就労移行支援事業所等を退所し、一般就労に移行した者の数	32人以上	令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者25人の1.28倍(32人)以上
就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数	21人以上	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数16人の1.31倍(21人)以上
就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数	10人以上	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者7人の1.29倍(10人)以上
就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数	3人以上	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者2人の1.28倍(3人)以上
【新規】就労移行支援事業から一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	令和8年度末において、Aに対するBの割合が5割以上 A市内の就労移行支援事業所の総数 B一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数
【新規】就労定着支援事業の利用者数	33人以上	令和3年度の実績23人の1.41倍(33人)以上
【新規】就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	令和8年度末において、Aに対するBの割合が2割5分以上 A市内の就労定着支援事業所の総数 B就労定着率が7割以上の事業所数

<目標達成に向けた取組>

- ・就労移行支援の利用者で、事業の標準的な利用期間である2年間を超えて継続しても一般就労に移行できなかったケースを中心に、個別の支援会議等を通じてどのような課題があるのかを把握します。また、把握した課題を関係機関と共有することで、支援の質の向上を図ります。
- ・就労継続支援の利用者に対し、サービスの利用の開始、更新の機会等を活用し、少なくとも年に1回は一般就労の意向を確認し、その結果に基づき、一般就労移行に必要な支援を行っていきます。
- ・山形市障がい者自立支援協議会で、就労移行支援等のサービスの情報共有や支援事例の共有等を通じ、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、山形県難病相談支援センター等関係機関との連携体制を確保します。
- ・山形労働局が主催する一般の従業員を対象とした精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座についての周知を図り、障がい者が働きやすい職場環境づくりの推進を図ります。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児とその家族に対して、身近な場所で支援できる体制についての目標を設定します。

国の基本指針

- ①保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【基本指針の説明】

障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる社会を実現するためインクルージョンの推進を目指すとともに、医療的ケア児が必要な支援を適切な支援を受けることができる体制の整備を目指す指針です。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市内には、児童発達支援センターや、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が整備されていることから、今後とも、各事業所それぞれの役割を踏まえ、サービス提供体制を確保していきます。また、山形市障がい者自立支援協議会を活用して地域のニーズを把握していきます。
- ・障がい児支援に向け関係機関による協議を更に充実させ、包容（インクルージョン）の推進、医療的ケア児の支援体制の構築を目指します。
- ・医療的ケア児等コーディネーターは、サービスの利用調整を行う障がい児相談支援事業所及び医療的ケア児を受け入れる障がい児通所サービス事業所において1名以上配置されることを目指します。

項目	目標	説明
【新規】令和8年度末までに保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	令和8年度末までに構築	児童発達支援センター、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築を目指す
令和8年度末までの医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	累計 31 人	令和4年度末現在 コーディネーター数 累計 12 人

＜目標達成に向けた取組＞

- ・包容（インクルージョン）の推進のため、児童発達支援センター、保育所、学校及び保育所等訪問支援事業者をはじめとする関係機関が連携する場を、山形市障がい者自立支援協議会に構築していきます。
- ・山形県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講について、事業所等に対する働きかけを強化し、受講者数を増加させることで、医療的ケア児等コーディネーターの配置人数を拡充します。

6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制についての目標を設定します。

国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【基本指針の説明】

障がい者等が日常生活、社会生活を営むため、各般の相談に応じ、必要なサービスの適切な利用を支える体制の充実、強化を目指す指針です。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市では、市内6つの相談支援事業所に委託し、障がい者等の身近な相談窓口としての「山形市相談支援センター」を設置しています。同センターでは、精神保健福祉士、社会福祉士等専門的職員を配置し、障がい者に対する総合的な相談支援、関係機関との連絡調整、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導及び助言等を行うことで、実質的に基幹相談支援センターの役割を担っています。このことを踏まえつつ、基幹相談支援センターの設置を図ります。
- ・山形市障がい者自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発や改善を行っています。

項目	目標
【新規】基幹相談支援センターの設置	1 か所以上

<目標達成に向けた取組>

- ・山形市障がい者自立支援協議会において、「山形市相談支援センター」が担っている機能を踏まえつつ検討を行い、基幹相談支援センターの設置を目指します。
- ・相談件数が増加傾向にあることから、基幹相談支援センターの役割を担おうとする事業者や山形市相談支援センター等に対しICT機器等を導入し、業務の負担軽減を図り、以て基幹相談支援センターが適切に機能する体制を整備します。

7 障がい福祉サービス事業所等の適正な運営に係る体制の構築

障がい福祉サービス等事業所の適正な運営を確保し、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等が提供されるよう目標を設定します。

国の基本指針
令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有や、指導監査結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。

【基本指針の説明】

障がい者等が日常生活、社会生活を営むため、各般の相談に応じ、必要なサービスの適切な利用を支える体制の充実、強化を目指す指針です。

＜目標設定にあたっての考え方（山形市では構築済）＞

- ・山形市においては、前計画において、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制及び指導監査結果を関係自治体と共有する体制を構築しました。

＜目標達成に向けた取組＞

- ・審査の結果判明した請求の過誤については、頻出している事例をとりまとめ、全ての事業所に対し年に1回以共有する体制を確保していきます。また、請求時に過誤のあった事業所に対しての助言指導を継続していきます。
- ・指導監査の結果、特に改善すべきと判断される事例等を全事業所に対して共有する体制や、県の指導監査部門等の関係自治体と随時の情報共有を行う体制を確保していきます。

8 就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上

就労継続支援B型事業所では、障がい者による生産活動（食料品や小物雑貨の生産販売、清掃など役務の提供等）が行われ、生産活動を行った障がい者に対して、事業所等から工賃が支払われています。

令和3年度における1人あたりの工賃の平均月額、全国では16,507円、山形県では12,943円ですが、山形市では11,082円であり、全国と比較して工賃水準が低いことが課題となっています。

国の基本指針では示されておりませんが、障がい者の経済的な自立や社会参加の促進のため、独自に目標を設定し、工賃水準の向上を図ります。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・工賃向上のための取組や支援体制について検討の場を設置します。
山形県と協働しながら、工賃向上を目指します。

項目	目標
工賃向上のための取組や支援体制について検討の場の設置	令和6年度中に設置
工賃向上	山形県が令和6年中に定める工賃向上計画に基づく目標額

<目標達成に向けた取組>

- ・検討の場として、山形市障がい者自立支援協議会に、市内全ての就労継続支援B型事業所で構成される協議体を新たに設置します。
- ・検討を踏まえ企画された生產品の価値を高める取組等について、山形県共同受注センターや山形市の商工部門等との適切な連携を図ることで、取組を実現するための体制を確保します。

第5章 成果目標に関連する指標

成果目標の達成に関連したサービスや取組についての指標を設定します。

1 障がい者支援施設の入所者の地域生活への移行

(1) 障がい福祉サービス等の利用者数、利用量の見込

障がい福祉サービスの種類ごとに、利用者数等の見込量及び見込量を確保するための方策を定めます。

① 訪問系サービス

＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
居宅介護	援助が必要な障がい者等に対し、ヘルパーが、居宅において食事等の介護、掃除等の家事、生活等に関する相談等、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時において、ヘルパーが、移動に必要な視覚的情報の提供（代筆・代読を含む。）及び移動の支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に対して、ヘルパーが、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援や移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、ヘルパーにより居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

＜見込量の考え方＞

- ・居宅介護等については、福祉施設や精神科病院から地域生活に移行した場合を含め、障がい者等の居宅での生活にとって重要な事業です。利用実績から、今後も利用者数が増加していくものと見込みます。
- ・重度障がい者等包括支援については、利用実績がなく、現時点では利用がないものと見込みます。

＜見込量＞

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人/月	237	246	247	253	260	267
	時間/月	2,972	2,956	2,849	2,919	2,999	3,080
重度訪問介護	人/月	17	17	20	20	21	22
	時間/月	2,994	3,008	3,271	3,271	3,435	3,599
同行援護	人/月	46	45	45	46	47	49
	時間/月	453	523	618	632	646	673
行動援護	人/月	25	23	25	25	26	27
	時間/月	90	77	76	76	80	83
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

＜見込量確保のための方策＞

- ・居宅介護等の事業に従事する介護職員の確保が喫緊の課題となっています。同様の課題を抱える高齢者介護の分野において実施する事業所の生産性向上を図る事業について、その成果を障がい福祉分野への横展開し、障がい福祉の現場の仕事の魅力の発信等を行うことで、障がい福祉サービス事業所等における介護人材の確保を図ります。

② 日中活動系サービス

＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
生活介護	施設への通所により、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所（ショートステイ）	障がい者等を介護する家族が疾病等により一時的に介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

＜見込量の考え方＞

- ・生活介護については、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行の促進や障がい者等の高齢化等を勘案し、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・自立訓練（機能訓練）については、利用者が限定されているため、今後も大幅な増加はないものと見込みます。
- ・自立訓練（生活訓練）については、地域生活移行時の利用等を見込み、増加していくものと見込みます。
- ・療養介護については、医療的ケアが必要な重度の障がい者等の生活の場であることから、今後も一定の需要があるものと見込みます。
- ・短期入所（ショートステイ）については、介護者の疾病等による緊急的な受入れ先として、また、介護者の休息のための利用として必要性が高まっていることから、増加していくものと見込みます。

また、児童（18歳未満）の利用ニーズがあることから、児童分についての見込量を定めます。

<見込量>

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人/月	497	504	506	514	522	531
	日/月	8,951	8,878	9,160	9,305	9,450	9,613
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	2	2	2	2
	日/月	0	1	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人/月	13	14	22	24	26	28
	日/月	307	366	508	537	566	596
療養介護	人/月	42	40	39	39	39	39
短期入所	人/月	66	70	78	90	102	114
	日/月	334	328	353	410	467	524
短期入所のうち 児童分	人/月	24	25	26	31	36	41
	日/月	75	76	83	89	95	101

<見込量確保のための方策>

- ・障がい者等の日中の活動の場を確保し、自立した生活を支援するため、利用状況を確認しながら、希望するサービスが利用できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。
- ・障がい者等が65歳に到達した後は、円滑に介護保険サービスに移行できるよう、今後とも関係機関との連携を図ります。
- ・短期入所においては、入所施設の空床の利用の可能性について、サービス提供事業所、施設との協議を行います。

③ 就労系サービス

＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
就労選択支援	働く力と意欲のある障がい者等に、就労系サービスの利用や一般就労等の本人に合った就労を選択する機会の提供に関する支援等を行います。
就労移行支援	一般企業への就労が可能と見込まれる障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者等が就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

＜見込量の考え方＞

- ・就労移行支援、就労継続支援A型及びB型については、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行の促進や法定雇用率の見直し等を勘案し、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・就労定着支援については、障がい者等の職場への定着のために重要であり、今後もサービス利用を促進していくことから、利用者の増加を見込みます。
- ・令和7年10月から創設される（予定の）就労選択支援については、障がい者雇用の促進により、就労移行支援や就労継続支援からの利用を勘案して見込みます。

<見込量>

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	32	66
	日/月	-	-	-	-	320	660
就労移行支援	人/月	36	47	56	62	69	76
	日/月	591	814	989	1,151	1,313	1,475
就労継続支援A型	人/月	105	112	111	118	125	133
	日/月	1,981	2,121	2,163	2,290	2,417	2,544
就労継続支援B型	人/月	474	499	527	542	557	573
	日/月	7,732	7,983	8,590	8,776	8,963	9,150
就労定着支援	人/月	25	23	26	28	30	33

<見込量確保のための方策>

- ・障がい福祉サービス事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、山形県難病相談支援センター等関係機関と連携し、必要なサービスの提供体制が整備されるよう努めます。
- ・本人の希望や能力に合った一般就労等に繋がるよう、今後創設される就労選択支援について、就労移行支援事業者等にその事業内容を周知します。
- ・山形労働局が主催する一般の従業員を対象とした精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座についての周知を図り、障がい者が働きやすい職場環境づくりの推進を図ります。

④居住系サービス

＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、障がい者等が共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、障がい者支援施設に入所する障がい者等に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設・グループホーム・病院等から賃貸住宅等での一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者等の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。

＜見込量の考え方＞

- ・共同生活援助については、障がい者等の地域生活への移行を進めるうえでの受け皿となることから、今後も利用者は増加するものと見込みます。
- ・施設入所支援については、成果目標に基づき、令和8年度末の施設入所者数を152人と見込みます。
- ・自立生活援助については、地域生活への移行者や生活環境が変化した障がい者等のニーズがあるものと見込みます。

＜見込量＞

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	人/月	227	244	263	281	299	318
施設入所支援	人/月	170	163	161	158	155	152
自立生活援助	人/月	0	3	3	4	5	6

＜見込量確保のための方策＞

- ・共同生活援助事業所、相談支援事業所と連携を図りながら、共同生活援助事業所の受入れ状況を把握するとともに、施設整備計画を調査し、必要な支援を行います。
- ・施設入所者の地域移行については、事業者と連携し、本人の意思を把握しながら進めていきます。

⑤相談支援サービス

＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
計画相談支援	障がい者等の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、適切なサービス等の種類、組み合わせ及び内容を記載したサービス等利用計画案を作成します。 また、利用にあたりサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者等や精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、退所（退院）後の住居確保のための支援、障がい福祉サービス事業所への同行支援、関係機関との連携・調整など、地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において家族等からの緊急時の支援が見込めない障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するなど、安定した地域生活を送れるための支援を行います。

＜見込量の考え方＞

- ・計画相談支援については、障がい福祉サービス利用に際し、サービス等利用計画が必要であることから、今後も利用者が増加するものと見込みます。
- ・地域移行支援については、施設入所者や精神科病院からの地域移行に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- ・地域定着支援については、これまでの利用実績から、今後とも山形市相談支援センター等で行う一般的な相談等としての提供が想定されるため、現時点では利用を見込んでいません。

＜見込量＞

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人/月	305	338	363	379	395	412
地域移行支援	人/月	0	1	1	2	3	4
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

＜見込量確保のための方策＞

- ・ 障がい福祉サービス利用者個々のニーズに応じたきめ細かな計画相談支援を行うことができるよう、事業所との連携を図ります。
- ・ 山形市障がい者自立支援協議会において、研修等を通して相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、相談体制の在り方について検討を行います。
- ・ 計画相談支援事業所のＩＣＴ機器等の導入を支援し、相談支援業務や勤怠管理業務の効率化を図ります。

(2) 地域生活支援事業等の実施体制等

地域生活支援事業等は、市町村事業として、障がい者等が、その有する能力や適性に
応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者
の状況に応じ実施していく事業です。

事業の種類ごとに、実施体制の有無、見込量及び見込量を確保するための方策を定
めます。

＜地域生活支援事業の内容＞

事業名	内容
理解促進・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	保護者やボランティアの団体等が行う心身障がい者等を対象とした機能訓練教室や障がい者等が組織する団体が行う研修活動などを支援します。
相談支援事業	市が委託する相談支援事業所（相談支援センター）において、障がい者等やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。 また、山形市障がい者自立支援協議会において地域の関係機関との連携を図り、障がい者等の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	権利擁護が必要な知的障がい者又は精神障がい者に、成年後見制度を利用するための手続きに関する費用の助成等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者などの派遣を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援体制を整備します。
地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターにおいて、障がい者等に創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

事業名	内容
障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)	障がい児が地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等へ専門的な相談や支援として、訪問・外来による療育相談・指導、訪問による健康診査などを行うことにより、身近な地域で療育指導を行います。
専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した社会生活を支援します。
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 (山形県と共同実施)	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、市町村域を超えた広域的な派遣などの対応が必要となる場合の要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	在宅生活を営む上で日常生活用具を必要とする障がい者等に、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
日常生活支援事業	
訪問入浴サービス事業	入浴が困難である身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴車において入浴サービスを提供します。
障がい者自立支援訓練事業	障がい者等向けの福祉ホーム等に居住し、日常生活等を自主的に営むのに支障がある方に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス及び自立のための訓練を提供します。
生活訓練等事業	障がい者等に対し、主として昼間、調理、洗濯及び掃除等の日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
日中短期入所事業	障がい者等を日中一時的に預かり、入浴、排せつ又は食事等の介護を行います。
社会参加促進事業	障がい者等の社会参加を促進するため、スポーツ大会の支援や点字又は音声コードによる情報提供を行います。

事業名	内容
権利擁護支援事業	
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等適正な支援を実施するため、虐待防止の普及啓発、相談支援体制や協力体制の整備等を行います。
成年後見制度普及啓発事業	山形市地域福祉計画、山形市障がい者基本計画及び山形市成年後見制度利用促進基本計画（山形市高齢者保健福祉計画を包含するものとして位置づけている）を踏まえつつ、市が委託する成年後見センターを軸として、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）の構築を図るとともに、成年後見制度の周知・広報、相談支援、後見人等の受任者調整及び後見人支援等を実施し、成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

※権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき平成29年3月に定められた成年後見制度利用促進基本計画において、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の役割を念頭に、保健・医療・福祉とともに、司法を含めた連携の仕組みを「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」としている。

第5章 成果目標に関連する指標

<見込量> 上段：利用者数 下段：実施体制の有無等（有は「○」）、サービス量

事業の種類		単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
理解促進・啓発事業		実施状況	○	○	○	○	○	○
自発的活動支援事業		実施状況	○	○	○	○	○	○
相談支援事業								
	障がい者 相談支援事業	実施か、所数	6	6	6	6	6	6
	山形市障がい者自立 支援協議会	実施状況	○	○	○	○	○	○
成年後見制度利用支援事業		実施状況	○	○	○	○	○	○
意思疎通支援事業								
	手話通訳者設置事業	設置 人員数	2	2	2	2	2	2
	手話通訳者派遣事業	年間実 利用者数	42	48	44	45	45	45
	要約筆記者派遣事業	年間実 利用者数	4	7	6	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業		研修 修了者数	12	16	20	20	20	20
地域活動支援センター事業	実施か、所数		4	4	4	4	4	4
	年間実 利用者数		165	159	159	159	159	159
障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)		実施状況	○	○	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通支援を 行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)		実施状況	○	○	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通を行う者 の派遣事業 (山形県と共同実施)		実施状況	○	○	○	○	○	○
日常生活用具給付等事業								
	介護・訓練支援用具	年間件数	13	13	13	13	13	13
	自立生活支援用具	年間件数	47	51	49	49	49	49
	在宅療養等支援用具	年間件数	31	33	32	32	32	32
	情報・意思疎通支援用具	年間件数	54	45	50	50	50	50
	排泄管理支援用具	年間件数	5,256	5,135	5,195	5,195	5,195	5,195
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	年間件数	4	6	5	5	5	5

事業の種類		単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
移動支援事業								
	個別支援事業	年間実 利用者数	94	103	93	93	93	93
		年間 利用時間	3,340	3,247	3,013	3,013	3,013	3,013
	日中活動サービ ス送迎事業	年間実 利用者数	42	45	68	68	68	68
		年間 利用回数	8,138	9,164	10,054	10,054	10,054	10,054
	視覚障がい者 ガイドヘルパー派遣事業	年間実 利用者数	5	6	6	6	6	6
		年間 利用時間	114	120	108	120	120	120
	障がい児学校送迎活動費 補助事業	年間実 利用者数	10	12	12	15	16	17
		補助 事業所数	2	4	4	5	5	5
	特別支援学校等 通学支援事業	年間実 利用者数	24	17	20	25	27	29
		年間 利用回数	227	380	449	562	607	656
日常生活支援事業								
	訪問入浴サービ ス事業	年間実 利用者数	33	30	28	28	27	26
		年間 利用回数	2,252	2,113	1,826	1,811	1,796	1,780
	障がい者 自立支援訓練事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1
		年間実 利用者数	9	7	7	7	7	7
	生活訓練等事業	実施か所数	4	4	5	5	5	5
		年間実 利用者数	56	64	68	68	68	68
	日中短期入所事業	年間実 利用者数	17	16	14	14	14	14
		年間 利用回数	226	186	182	182	182	182
社会参加促進事業								
	スポーツ・レクリエー ション教室開催等事業	年間 参加者数	0	16	100	100	184	184
	広報誌・議会報の発行事業 (点字)	年間 発行回数	28	28	29	28	28	28
	広報誌・議会報の発行事業 (声のCD)	年間 発行回数	16	16	17	16	16	16
	広報誌・議会報の発行事業 (音声コード)	年間 発行回数	28	28	29	28	28	28
	自動車運転免許取得・ 改造助成事業	年間 助成件数	9	9	9	9	9	9
権利擁護支援事業								
	障がい者虐待防止対策支援 事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
	障がい者成年後見制度普及 啓発事業	実施状況	○	○	○	○	○	○

＜見込量確保のための方策＞

- ・理解促進・啓発事業
障がい者アート展や山形県と協調して実施する心のバリアフリー推進員養成研修会等の開催や周知、啓発活動を行います。
- ・自発的活動支援事業
保護者やボランティア団体が行う心身障がい児者を対象とした機能訓練教室や障がい者団体が行う活動などを支援していきます。
- ・相談支援事業
障がい者相談支援センターと連携し、地域の実情に応じた適切な相談支援を行います。
- ・成年後見制度利用支援事業
関係機関と連携し、適切に成年後見制度が利用できるよう支援していきます。
- ・意思疎通支援事業
手話通訳者、要約筆記者を適切に派遣し、引き続き支援体制を確保します。
- ・手話奉仕員養成研修事業
手話を学習する講座を開催し、手話奉仕員を養成します。
- ・地域活動支援センター事業
委託地域活動支援センターでの支援体制を維持し、引き続き生産活動や交流の機会等の確保に努めます。
- ・障がい児等療育支援事業
山形県との共同により、在宅の障がい児への療育相談等を行う体制を継続していきます。
- ・専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業及び派遣事業
山形県との共同により、手話通訳者等の養成や、専門性の高い行事に要する要約筆記者の派遣等を行う体制を継続していきます。
- ・日常生活用具給付等事業
障がいの特性や必要性を把握し、適切な給付等を行います。
- ・移動支援事業
利用者ニーズを的確に捉え、障がい者等の外出や障がい児の通学を支援する体制を確保し、社会参加を促進します。
- ・日常生活支援事業
障がい者等が地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各事業を継続して実施していきます。

- ・社会参加促進事業
スポーツ大会の支援、点字や音声コードによる情報提供等を引き続き実施し、障がい者の社会参加を促進します。
- ・権利擁護支援事業
山形市障がい者虐待防止連絡協議会を活用し、障がい者虐待の防止に関する啓発活動や、相談支援体制の確保に努めます。また、山形市成年後見センターにおいて、成年後見制度に関する相談支援、普及啓発を行います。

(3) 障がい福祉サービス等事業所の整備

障がい福祉サービス事業所等の創設（新規開設）の件数を定めます。

整備に当たって、本計画に掲げる障がい福祉サービス等の見込量を踏まえつつ、整備の必要性を把握した上で実施します。

<事業の内容>

事業名	内容
社会福祉施設等施設整備事業	社会福祉法人等が行う障がい福祉施設等の創設、改修、大規模修繕等工事に補助を行うことで、市の社会福祉施設等を充実し、障がい者の福祉の向上を図ります。

事業の種類		単位	第7期見込量		
			6年度	7年度	8年度
社会福祉施設等施設整備事業（※）	創設	年間整備件数	2	0	1
		施設等種別	共同生活援助2件	—	共同生活援助（件数未定）

※ 第7期見込量は、障がい福祉アンケート調査の結果に基づいて見込んだものです。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

協議の場の開催回数等を成果目標に関連する指標として定めます。

(1) 山形市における保健・医療・福祉関係者による協議の場への参加者数等

関係者区分	単位	6年度	7年度	8年度
保健分野	人	2	2	2
医療分野	人	5	5	5
福祉分野	人	6	6	6
計	人	13	13	13

(2) 精神障がい者の障がい福祉サービス利用者数

区分	サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
居住系	共同生活援助【再掲】	人	281	299	318
	うち精神障がい者	人	56	59	62
	自立生活援助【再掲】	人	4	5	6
	うち精神障がい者	人	3	4	5
相談系	地域移行支援【再掲】	人	2	3	4
	うち精神障がい者	人	2	3	4
日中活動系	自立訓練（生活訓練）【再掲】	人	24	26	28
	うち精神障がい者	人	7	7	7

3 地域生活支援の充実

地強度行動障がい者の障がい福祉サービス利用者数を見込みます。

強度行動障がい者の障がい福祉サービス利用者数

区分	サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
日中活動系	生活介護【再掲】	人	514	522	531
	うち強度行動障がい者	人	128	129	131
居住系	共同生活援助【再掲】	人	281	299	318
	うち強度行動障がい者	人	31	32	34
	短期入所【再掲】	人	90	102	114
	うち強度行動障がい者	人	61	62	63

4 福祉施設から一般就労への移行

障がい福祉サービス等のうち、就労系サービスの利用者数等の見込量及び見込量を確保するための方策を定めます。

【再掲】＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
就労選択支援	働く力と意欲のある障がい者等に、就労系サービスの利用や一般就労等の本人に合った就労を選択する機会の提供に関する支援等を行います。
就労移行支援	一般企業への就労が可能と見込まれる障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者等が就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【再掲】＜見込量の考え方＞

- ・就労移行支援、就労継続支援A型及びB型については、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行の促進や法定雇用率の見直し等を勘案し、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・就労定着支援については、障がい者等の職場への定着のために重要であり、今後もサービス利用を促進していくことから、利用者の増加を見込みます。
- ・令和7年10月から創設される（予定の）就労選択支援については、障がい者雇用の促進により、就労移行支援や就労継続支援からの利用を勘案して見込みます。

【再掲】＜見込量＞

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第6期計画実績			第7期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	32	66
	日/月	-	-	-	-	320	660
就労移行支援	人/月	36	47	56	62	69	76
	日/月	591	814	989	1,151	1,313	1,475
就労継続支援A型	人/月	105	112	111	118	125	133
	日/月	1,981	2,121	2,163	2,290	2,417	2,544
就労継続支援B型	人/月	474	499	527	542	557	573
	日/月	7,732	7,983	8,590	8,776	8,963	9,150
就労定着支援	人/月	25	23	26	28	30	33

【再掲】＜見込量確保のための方策＞

- ・障がい福祉サービス事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、山形県難病相談支援センター等関係機関と連携し、必要なサービスの提供体制が整備されるよう努めます。
- ・本人の希望や能力に合った一般就労等に繋がるよう、今後創設される就労選択支援について、就労移行支援事業者等にその事業内容を周知します。
- ・山形労働局が主催する一般の従業員を対象とした精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座についての周知を図り、障がい者が働きやすい職場環境づくりの推進を図ります。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児通所サービスの利用者数、利用量の見込

障がい児通所サービスの種類ごとに、利用者数等の見込量及び見込量を確保するための方策を定めます。

<サービスの種類と内容>

種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対し、保育所等を訪問し、保育所等におけるほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児が適切に障がい児通所サービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

<見込量の考え方>

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスについては、障がいの早期発見・早期療育の促進により年々利用者が増加していることから、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、今後も一定の需要があるものと見込みます。
- ・障がい児相談支援については、障がい児通所サービス利用に際し、サービス等利用計画が必要であることから、今後も利用者が増加するものと見込みます。

<見込量>

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第2期計画実績			第3期計画見込量		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人/月	221	218	229	237	243	246
	日/月	1,752	1,624	1,753	1,815	1,861	1,884
放課後等 デイサービス	人/月	582	650	706	758	810	863
	日/月	6,861	7,664	8,628	9,214	9,800	10,386
保育所等訪問支援	人/月	9	11	15	15	15	15
	日/月	15	16	25	25	26	27
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	1	1	1	1	1
	日/月	0	1	3	3	3	3
障がい児相談支援	人/月	162	181	211	221	231	241

<見込量確保のための方策>

- ・乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない継続した支援、さらに、包容（インクルージョン）の推進体制の整備のため、山形市障がい者自立支援協議会において、学校や相談支援事業所、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービス事業所など関係機関との連携を図ります。
- ・障がい児相談支援事業所のICT機器等の導入を支援し、相談支援業務や勤怠管理業務の効率化を図ります。
- ・サービスの質の向上を図るため、山形市障がい者自立支援協議会において、サービス提供事業所に対する研修を行います。
- ・児童発達支援センター、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を引き続き確保します。
- ・相談支援事業所と山形県が設置する医療的ケア児等支援センターとの連携を強化するため、山形市障がい者自立支援協議会における協議を継続して行います。

(2) 障がい児保育の実施

関係機関と連携を図りながら、障がい児を受け入れる保育所の増加を定めます。

(参考) 第二期山形市子ども・子育て支援事業計画における数値目標

指標等	計画策定時の状況 (令和元年度)	数値目標 (令和6年度)
障がい児を受入れている保育所の数	23カ所	増やす

(3) 発達障がい者等に対する支援

ペアレントプログラムの受講者数等を定めます。発達障がい者等への支援体制を確保します。

内容	単位	第3期見込量		
		6年度	7年度	8年度
ペアレントプログラム受講者数	人	4	4	4
ペアレントプログラム実施者(支援者)数	人	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	2	2	2
ピアサポート活動の参加人数	人	70	75	80

- ・ペアレントプログラム：子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を学ぶことをいいます。
- ・ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親をいいます。
- ・ピアサポート：発達障がい者等やその親同士の支え合いをいいます。

(4) 保育所等の巡回支援の実施

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、保育所等の職員及び児童の保護者に対して、障がいの早期発見及び早期対応のための助言等を行います。成果目標に関連する指標として、専門員の相談件数を定めます。

内容	単位	第3期見込量		
		6年度	7年度	8年度
専門員の相談件数 (※)	年間延べ 相談件数	492	495	498

※ 第3期見込量は、保育所等発達相談、幼児巡回相談及び保育所等連携相談の件数の合計です。

6 相談支援体制の充実及び強化

山形市障がい者自立支援協議会における個別事例等の検討回数を定めます。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	回	12	12	12
地域の相談支援事業者に対する 専門的な指導・助言件数	件	36	36	36
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	36	36	36

内容		単位	目標		
			6年度	7年度	8年度
相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	回	1	1	1
	参加事業者数	人	6	6	6
専門部会の 設置数及び実施回数	設置数	件	6	6	6
	実施回数	回	50	50	50

7 障がい福祉サービス事業所等の適正な運営に係る体制の構築

審査や指導監査の結果を共有する回数等を定めます。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析しその結果を活用し、事業所全体と共有する回数	回	1	1	1
指導監査結果を関係自治体と共有する回数	回	2	2	2
山形県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他研修に参加する市職員数	人	7	8	9

8 就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上

毎年度定める調達目標額以上の物品及び役務を調達すること等を定めます。

(1) 障がい者就労施設等からの物品等調達額

内容	6年度	7年度	8年度
障がい者就労施設等からの物品等調達額	当年度の 調達目標額以上	当年度の 調達目標額以上	当年度の 調達目標額以上

(2) 工賃向上を図るための取組についての検討回数

内容	6年度	7年度	8年度
工賃向上を図るための取組について検討	1回以上	1回以上	1回以上

第6章 資料編

1 障がい者手帳所持者数

○障がい者手帳所持者数

・身体・療育・精神の障がい者手帳所持者数の合計 (各年度3月31日現在)

年度	総数		対人口比	
	人数	前年比 (%)	人口 (※)	比率 (%)
2	14,226	1.5	246,264	5.8
3	14,308	0.6	244,584	5.9
4	14,422	0.8	242,260	5.9

※ 人口は、表の年度の翌年度の4月1日時点のものです。

2 障がい種別手帳所持者数

○身体障がい者手帳

・身体障がい者手帳所持者数 (各年度3月31日現在)

年度	視覚 障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体 不自由	内部 障がい	計	対前年比 伸び率
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	%
2	588	934	154	5,691	3,489	10,856	0.6
3	595	953	143	5,563	3,590	10,844	▲0.1
4	591	977	133	5,505	3,630	10,836	▲0.1

・等級別身体障がい者（児）数 (各年度3月31日現在)

年度	重度 ◀────────────────────────────────▶ 軽度						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
2	3,340	1,183	1,586	2,910	1,219	618	10,856
3	3,307	1,184	1,572	2,906	1,256	619	10,844
4	3,256	1,147	1,595	2,927	1,277	634	10,836

(各年度3月31日現在)

年度	18歳未満		18歳～ 65歳未満		65歳以上		計
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数
2	167	1.5	2,356	21.7	8,333	76.8	10,856
3	153	1.4	2,311	21.3	8,380	77.3	10,844
4	146	1.3	2,222	20.5	8,468	78.2	10,836

○療育手帳

(各年度3月31日現在)

年度	A（重度）		B（中程度）		計	対前年比 伸び率 （%）
	人数	割合 （%）	人数	割合 （%）	人数	
2	573	33.0	1,165	67.0	1,738	3.1
3	585	33.0	1,190	67.0	1,775	2.1
4	586	32.9	1,223	67.1	1,809	1.9

(各年度3月31日現在)

年度	18歳未満		18歳以上		計
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数
2	373	21.5	1,365	78.5	1,738
3	372	21.0	1,403	79.0	1,775
4	375	20.7	1,434	79.3	1,809

○精神障がい者保健福祉手帳

(各年度3月31日現在)

[illegible]

・年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者数 (各年度3月31日現在)

年度	18歳未満		18歳以上		計
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数
2	4	0.2	1,628	99.8	1,632
3	4	0.2	1,685	99.8	1,689
4	5	0.3	1,772	99.7	1,772

・自立支援医療（精神通院）受給者証交付数（各年度3月31日現在）

年度	交付数	前年比 (%)
2	3,084	5.0
3	3,231	4.8
4	3,402	5.3

3 障がい児支援の現状

○1歳6か月児健診及び3歳児健診における相談件数

・1歳6か月児健診

年度	受診児	臨床心理士 個別相談		個別相談後の支援内訳						①～③合計	
				保健師による 経過観察①		発達相談②		専門機関へ 紹介③			
	人	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)
2	1,625	163	10.0	80	4.9	4	0.2	0	0	84	5.2
3	1,757	161	9.2	72	4.1	1	0.1	0	0	73	4.2
4	1,684	133	7.9	76	4.5	1	0.1	1	0.1	78	4.6

・3歳児健診

年度	受診児	臨床心理士 個別相談		個別相談後の支援内訳						①～③合計	
				保健師による 経過観察①		発達相談②		専門機関へ 紹介③			
	人	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)
2	1,642	172	10.5	48	2.9	21	1.3	5	0.3	74	4.5
3	1,979	209	10.6	65	3.3	28	1.4	5	0.3	98	5.0
4	1,690	201	11.9	77	4.6	16	0.9	5	0.3	98	5.8

資料：山形市健康医療部母子保健課

○保育所等における受入れ状況 (各年度4月1日現在)

種類	2年度			3年度			4年度		
	全体数 (人)	障がい 児数(人)	割合 (%)	全体数 (人)	障がい 児数(人)	割合 (%)	全体数 (人)	障がい 児数(人)	割合 (%)
保育所等 (※)	7,026	36	0.5	6,900	43	0.6	6,603	58	0.9
放課後 児童クラブ	3,508	103	2.9	3,685	126	3.4	3,949	145	3.7
合 計	10,534	139	1.3	10,585	169	1.6	10,552	203	1.9

※ 認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業を含みます。

資料：山形市こども未来部保育育成課

○特別支援学級及び特別支援学校の在籍者数 (各年度5月1日現在)

年度		2	3	4	
①市立 小学校	児童数（人）	11,812	11,651	11,494	
	うち特別支援学級児童数（人）	325	378	435	
	割合（％）	2.75	3.24	3.78	
②市立 中学校	生徒数（人）	6,019	5,981	5,933	
	うち特別支援学級生徒数（人）	136	135	161	
	割合（％）	2.26	2.26	2.71	
③県内の特別支援学校に 在籍する山形市の 児童・生徒数（人）		幼稚部	4	2	1
		小学部	102	87	106
		中学部	30	44	46
		高等部	98	94	81

資料：表の①及び② 山形市教育委員会学校教育課、表の③ 山形県教育局特別支援教育課

山形市障がい福祉計画（第 7 期計画）
山形市障がい児福祉計画（第 3 期計画）
令和 6 年 3 月

編集・発行 山形市福祉推進部障がい福祉課
〒990-8540
山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号
電 話：023-641-1212（代表）
FAX：023-632-7091
E-mail：shogai@city.yamagata-yamagata.lg.jp